

高松塚古墳取合部天井の崩落止め工事及び
石室西壁の損傷事故に関する
調査報告書

平成18年6月19日

高松塚古墳取合部天井の崩落止め工事及び
石室西壁の損傷事故に関する調査委員会

はじめに

平成 18 年 4 月 12 日に高松塚古墳で過去に石室西壁の男子群像において人為的損傷事故があったことが報道された。その直後に文化庁による記者発表が行われ、同事故に関する調査委員会を設置することが決まった。

その後、平成 13 年 2 月に実施した取合部天井の崩落止め工事において、工事業者が防護服を着用しないで作業する等、防カビ処置が杜撰だったことも明らかになり、併せて調査委員会の調査事項となった。

調査委員会は平成 18 年 4 月 25 日に第 1 回が開催された。その後、点検日誌をはじめとする書類、関係者からの調査書、ヒアリングを通じて、これまで計 10 回の委員会を開催し、調査報告書として調査結果をまとめた。

取合部天井の崩落止め工事においては、文化庁の史跡を管轄する記念物課と壁画を管轄する美術工芸課（平成 13 年 1 月からは美術学芸課）との連携不足に起因して防カビ対策が不十分な結果となった。また、石室内西壁の損傷事故は美術学芸課及び東京文化財研究所の一部の関係者だけで情報が限定されていた。これら組織体制の問題、情報公開と説明責任の問題、現地における作業手順の不徹底と不手際の問題等が浮かびあがってくる。

本調査委員会は、この 2 つの事案における事実関係を明らかにして、これらを検証・評価することを使命として調査を行った。短い期間ながらも、本調査を通じて問題の所在とその背後にあるメカニズムを浮き彫りにできたと自負している。しかし、これだけは強調しておきたい。それは、これらの事案に関して過剰な熱意こそあれ、悪意を持って対応した者は誰一人いないという事実である。担当者は時空を越えて続いてきた圧倒的な史実に直面しながら最大限の努力を遂行してきたといえる。

昭和 47 年以降、高松塚古墳の保存について、現場の担当者は制限された劣悪で狭隘な環境下において精一杯の努力を傾けてきた。但し、こうした直面する課題を適切に判断しアウトプットする仕組みができていなかったことについては残念でならない。

本調査報告書は時間制約上の問題もあるが、今後の文化庁の新たな対応に繋がる報告書になったものとする。

高松塚古墳取合部天井の崩落止め工事及び石室西壁の
損傷事故に関する調査委員会 委員長

石 澤 良 昭

目 次

| | |
|---------------------------|----------|
| 関係者一覧 | 1 |
| I. 事実関係と検証 | 3 |
| 1. 取合部天井の崩落止め工事 | 3 |
| 【事実関係】 | |
| (1) 崩落止めの対策について検討が行われるまで | 3 |
| (2) 工事仕様書作成の経緯と防カビの認識 | 4 |
| (3) 工事の経過と立ち会い | 6 |
| (4) 取合部の大量のカビ発生 | 9 |
| (5) 石室内のカビの発生 | 11 |
| (6) 取合部のカビと石室内に発生したカビについて | 11 |
| (7) 平成13年12月の石室内の大量のカビ発生 | 12 |
| (8) 修理技術者の参画 | 13 |
| (9) 保存修理マニュアルについて | 14 |
| (10) 防護服の着用について | 14 |
| (11) 取合部の再工事について | 15 |
| 【検 証】 | |
| (1) 取合部工事における責任の所在について | 17 |
| (2) 保存修理マニュアルの位置づけについて | 20 |
| 2. 石室西壁画面の損傷事故 | 22 |
| 【事実関係】 | |
| (1) 損傷事故当日（応急措置） | 22 |
| (2) 事故直後の文化庁の対応 | 25 |
| (3) 事故箇所の補彩について | 27 |
| (4) それ以外の補彩について | 34 |
| 【検 証】 | |
| (1) 損傷事故について | 37 |
| (2) 損傷事故の公表について | 38 |
| (3) 補彩について | 40 |

| | |
|----------------------------|----|
| 3. その他の関連事項 | 42 |
| 【事実関係】 | |
| (1) 壁画情報の公開に関する検討 | 42 |
| (2) 写真集の作成 | 45 |
| (3) 写真集出版後の動向 | 48 |
| 【検 証】 | |
| 壁画情報の公開の在り方について | 51 |
| II. 評価－調査を通じて浮き彫りになった問題と課題 | 52 |
| 1. 組織体制の問題点－縦割りとセクショナリズム | 52 |
| 2. 情報公開と説明責任－その認識の甘さ | 54 |
| III. 今後の改善に向けて | 58 |
| 1. 基本的な取り組み | 58 |
| 2. 今後の課題 | 59 |
| (1) 当面の課題 | 59 |
| (2) 中長期的な課題 | 60 |
| 調査委員会の設置について | 63 |
| 委員名簿 | 64 |
| 開催経緯 | 65 |
| 微生物対策の経緯（抜粋） | 67 |

関係者一覧

| | 氏名 | 官職 | 報告書中の記載 | 在任期間 |
|---------|----|--|---------------------------|---------------------|
| ○ ● | | 文化庁文化財部長 | 元文化財部長 | 平成13年7月～ 平成14年8月 |
| ○ | | 文化庁文化財部長 | 元文化財部長 | 平成14年8月～ 平成16年7月 |
| ○ ● | | 文化庁美術学芸課長 | 元美術学芸課長 | 平成8年4月～ 平成13年3月 |
| ○ ●● | | 文化庁美術学芸課長 | 元美術学芸課長 | 平成13年4月～ 平成16年3月 |
| ○ ● | | 文化庁美術学芸課長 | 元美術学芸課長 | 平成16年4月～ 平成18年3月 |
| ○ | | 文化庁美術学芸課課長補佐 | 元美術学芸課課長補佐 | 平成12年4月～ 平成14年8月 |
| ○ | | 文化庁美術学芸課課長補佐 | 元美術学芸課課長補佐 | 平成14年8月～ 平成16年3月 |
| ○ | | 文化庁美術学芸課課長補佐 | 美術学芸課課長補佐 | 平成16年4月～ 現在 |
| ○ ●● | | 文化庁美術学芸課文化財調査官 (考古(有史)) 併 文化財管理指導官 | 元美術学芸課文化財管理指導官 | 平成12年4月～ 平成16年3月 |
| ○ | | 文化庁美術学芸課主任文化財調査官 (工芸) | 美術学芸課文化財管理指導官 | 平成16年4月～ 現在 |
| ○ ●● | | 文化庁美術学芸課主任文化財調査官 (絵画) | 元美術学芸課(絵画部門)主任 文化財調査官 | 平成12年4月～ 平成16年9月 |
| ○ | | 文化庁美術学芸課主任文化財調査官 (考古(先史)) | 美術学芸課(考古資料部門)主任 文化財調査官 | 平成9年4月～ 現在 |
| ○ | | 文化庁美術学芸課文化財調査官 (絵画) | 元美術学芸課(絵画部門)文化 財調査官 | 平成7年1月～ 平成16年9月 |
| ○ | | 文化庁美術学芸課文化財調査官 (考古(先史)) | 美術学芸課(考古資料部門)文 化財調査官 | 平成5年7月～ 現在 |
| ○ | | 文化庁美術学芸課文化財調査官 (絵画) | 元美術学芸課(絵画部門)文化 財調査官 | 平成11年4月～ 平成14年3月 |
| ○ ● | | 文化庁記念物課長 | 元記念物課長 | 平成10年4月～ 平成13年1月 |
| ○ | | 文化庁記念物課長 | 元記念物課長 | 平成13年1月～ 平成13年6月 |

関係者一覧

| | 氏名 | 官職 | 報告書中の記載 | 在任期間 |
|---------|----|---------------------------------|----------------------|---------------------|
| ○ | | 文化庁記念物課課長補佐 | 元記念物課課長補佐 | 平成11年4月～ 平成13年3月 |
| ○ ● | | 文化庁記念物課主任文化財調査官 (整備) | 元記念物課(整備部門)主任文化財調査官 | 平成11年4月～ 平成16年2月 |
| ○○ ● | | 独立行政法人文化財研究所理事長 東京文化財研究所長 | 元文化財研究所理事長、東京文化財研究所長 | 平成12年4月～ 平成16年3月 |
| ○ | | 独立行政法人文化財研究所東京文化財研究所協力調整官 | 元東京文化財研究所協力調整官 | 平成13年4月～ 平成15年3月 |
| ○ ● | | 独立行政法人文化財研究所東京文化財研究所保存科学部長 | 元東京文化財研究所保存科学部長 | 平成12年4月～ 平成15年3月 |
| ○ ● | | 独立行政法人文化財研究所東京文化財研究所修復技術部長 | 元東京文化財研究所修復技術部長 | 平成12年4月～ 平成16年3月 |
| ○ | | 独立行政法人文化財研究所東京文化財研究所修復技術部長 | 東京文化財研究所修復技術部長 | 平成16年4月～ 現在 |
| ○ | | 独立行政法人文化財研究所東京文化財研究所管理部長 | 元東京文化財研究所管理部長 | 平成13年4月～ 平成14年8月 |
| ○ | | 独立行政法人文化財研究所東京文化財研究所管理部長 | 元東京文化財研究所管理部長 | 平成14年8月～ 平成17年3月 |
| ○ | | 独立行政法人文化財研究所東京文化財研究所保存科学部生物科学室長 | 東京文化財研究所保存科学部生物科学室長 | 平成13年4月～ 現在 |
| ○ | | 独立行政法人文化財研究所東京文化財研究所企画情報部専門職員 | 東京文化財研究所企画情報部専門職員 | 平成11年4月～ 現在 |
| ○ | | 独立行政法人文化財研究所奈良文化財研究所埋蔵文化財センター長 | 元奈良文化財研究所埋蔵文化財センター長 | ～平成15年3月 |
| ○ | | | 修理技術者 | |
| ○ | | | 工事業者 | |

- 調査書
- ヒアリング

※ 調査書とは、当時の関係者から任意で書面の提出を受けたもの。
 ※ ヒアリングとは、当時の関係者から任意で事情を聴取したもの。
 ※ 氏名はホームページ用として削除しました。

I. 事実関係と検証

1. 取合部天井の崩落止め工事

高松塚古墳壁画の保存対策は、昭和47年3月の石室開封による壁画の発見以後、環境変化による漆喰の状態変化、カビの発生による壁面の劣化対策の歴史を歩むことになる。昭和50年代の第1次から第3次にわたる修理において石室内のカビは、一旦は収束に向かったと思われ、平成12年頃までかりそめの安定した時期を経ていた。

しかし、この安定時期というのは、石室内の温湿度の環境がカビの生育に最適な状態になっており、何らかの環境変化で、カビが活発化する蓋然性は、現在から判断すれば、非常に高かったと言わざるを得ない。

平成13年2月に、取合部の天井から土が崩落することが以前から指摘されていたことから、崩落止め工事を行った。その工事の直後、取合部に大量のカビが発生し、その後、石室内にも大量のカビが確認され、以後、カビ処置に追われることになる。

平成15年3月には、国宝高松塚古墳壁画緊急保存対策検討会（以下「緊急保存対策検討会」という。）が設置され、そこでの検討を踏まえ、竹林の伐採、取合部応急工事等の緊急措置を行った。抜本的な保存対策を行う必要から、平成16年6月以降、国宝高松塚古墳壁画恒久保存対策検討会（以下「恒久保存対策検討会」という。）で検討が行われ、翌年6月に、現在の環境での保存管理は困難との結論が出され、「石室を取り出して修理を行う方法」を恒久保存方針として決定した。

この章では、カビの大量発生のきっかけとなった取合部工事において、適切な対応を行ったのか、事実関係を整理し、検証することとしたい。

【事実関係】

(1) 崩落止めの対策について検討が行われるまで

- ① 高松塚古墳の取合部の天井から土が崩落しているという事実は、昭和59年に撮影された取合部の様子の写真から確認することができる。また、平成2年12月20日の修理日誌カードには、「両サイドの版築部分の土がかなり落ちている。また、西側の墳丘と前室ひさし部分との隙間から落

下した石材(?)のようである。この部分の崩壊について検討する必要がある。一度専門家に見てもらおう。」とあり、崩落事実が指摘されている。

- ② 平成4年12月の定期点検時には、取合部の周囲にビニールシートを敷き、崩落の度合いを確認している。その後、毎年、崩落があることが修理日誌で指摘され、平成6年3月7日の定例点検の復命書には、「石室取り合い部分の特に右側天井の崩落について、近い将来、陥没の恐れがあるので、石室入口部左右の土砂崩落を食い止めるための擁壁を設け、崩落した空間に詰物をする工事を考えるべきである。」と工事の必要性について言及されている。
- ③ 平成9年3月の定期点検作業の復命書では、「先年以来、心配されていた石室取合い部東壁天井からの崩落土も殆どなく、小康状態。」とあり、当時は毎年1回の点検において状況を確認するのみであった。
- ④ 平成11年3月の定期点検の元美術学芸課主任文化財調査官(絵画部門)(以下「元絵画主任」という。)の復命書によれば、「石室取り合い部では以前から指摘されている落土がやや多く認められ、何らかの対応を速やかに考慮する必要がある。」とあり、元美術学芸課長にこのことを報告し、同課長から記念物課に工事を依頼するよう指示を受けている。(当時の美術学芸課長調査書)
- ⑤ 平成11年4月には、美術工芸課の調査官から記念物課の元主任文化財調査官(整備部門)(以下「元記念物課整備主任」という。)に対し、取合部の崩落止め工事に関する相談があり、同月に高松塚古墳現地で初めて検討が行われることとなった。(当時の記念物課整備主任ヒアリング)

(2) 工事仕様書作成の経緯と防カビの認識

- ① 平成11年4月20日、高松塚古墳現地において、記念物課の文化財調査官3名(埋蔵文化財部門・整備部門・史跡部門)、美術工芸課の文化財調査官2名(考古資料部門)、奈良国立文化財研究所(以下「奈文研」という。)の元埋蔵文化財センター長(以下「元奈文研センター長」という。)の参加により調査が行われ、今後の対策等について協議が行われた。その中でカビ対策については、元奈文研センター長から「樹脂を栄養源とするカビの発生が想定されるが、土層面に防カビ剤を塗布することで十

分である」と提案され、関係者間で合意がなされた。(当時の記念物課整備主任調査書およびヒアリング)

- ② 翌月の 17 日および 20 日に文化庁内で記念物課と美術工芸課の両課で現地調査および協議の結果について確認を行うとともに、今後の作業の進め方やスケジュール、役割分担および体制整備等について協議を行った。その場において、委員会および作業部会を設置し、応急対策を実施するとともに、抜本対策の在り方について並行して検討していくこととされた。(当時の記念物課整備主任調査書およびヒアリング)
- ③ しかし、その後 1 年以上、作業が行われた形跡はない。この点について、元記念物課整備主任は、本調査委員会のヒアリングで、全国での整備事業を約 300 件抱えていたため、高松塚だけに対応することはできなかったと述べている。(当時の記念物課整備主任ヒアリング)
- ④ その後、崩落止めについて何も協議がなされないまま、平成 12 年 3 月に定期点検が行われた。その点検時には、元美術学芸課長が視察を行い、担当者から取合部の崩落状態の説明を受けた。
- ⑤ 同年 6 月 7 日になって、再び、文化庁から記念物課 2 名(課長補佐、主任文化財調査官)、美術工芸課から 1 名(元美術学芸課文化財管理指導官。以下「元文化財管理指導官」という。)、奈文研から 3 名(元奈文研センター長、会計課長、課長補佐)が参加し、取合部崩落止めに係る応急修理の工法について確認を行った。(当時の記念物課整備主任調査書)
- ⑥ その際、平成 12 年 6 月の現地調査の元記念物課整備主任の復命書によれば、「現地にて応急修理の工法の確認を行い、工事の期間と方法、そのための工事仕様に関する提案書と見積書の作成を工事業者に依頼した。提案書と見積書は、奈文研センター長と奈文研会計課補佐のチェックのもとに、当課で協議の上委託することで合意。」とされ、最終的には記念物課で責任を持つこととされた。
- ⑦ 美術工芸課から調査に参加していた元文化財管理指導官の当時の認識について、ヒアリングおよび調査書では、
 - 元奈文研センター長から現地での打ち合わせで「発泡ウレタン」を使うという説明があったとき、発泡ウレタンは最初熱を持つので、それが

いいのかなと勝手に理解していた。

- 奈文研センター長は、この分野（保存科学）では世界的に有名な方なので、工事計画についても全面的に信頼しきっていた、何の疑いも持っていなかった。
- 現場での打ち合わせ前に、美術工芸課は何も聞いてなく、工事業者が来るとの話も知らなかった。
と美術工芸課としてカビ対策について何も指摘をしていないことがわかる。

- ⑧ 当時、元記念物課課長補佐は調査書において、現地調査に工事業者が参加したのは、文化財保存を扱った経験があるからであると述べている。（当時の記念物課課長補佐調査書）
- ⑨ 工事の工法について提案を行った元奈文研センター長は調査書において、エマルジョンタイプのエポキシ系合成樹脂による補強工法を提案したが、その後、文化庁から施工に関する連絡はなく、いつ頃施工されたかについては一切聞かされていないし、積極的に聞いてもいないと言及している。（当時の奈文研センター長調査書）
- ⑩ 平成 13 年 1 月に記念物課において取合部工事の契約の原議が起案され、工事業者との契約手続きが行われた。工事仕様書には、特段カビ対策についての記述はなく、「6 その他 工事に際しては、文化財に対し特段の注意を払うとともに、実施に当たっては、文化庁担当官の指示を受けること。」とある。また、特別史跡としての現状変更手続きが同年 2 月 14 日に行われ、「応急措置は、奈良文化財研究所所属の保存科学を専門とする研究職員の協力の下に実施する。」とされている。

（3）工事の経過と立ち会い

- ① 平成 13 年 2 月 14 日から取合部の工事が実施された。工事の仕様書によれば、工事期間は、着工が平成 13 年 2 月 13 日、完了期日が同年 3 月 30 日になっているが、工事は早く終わり、2 月 24 日に作業は終了した。その後、工事の終了を確認し、3 月 3 日に一連の工事は終了した。
- ② 工事開始日の 14 日および 15 日の現場の立ち会いを行った元美術学芸課文化財調査官（考古資料部門）（以下「考古調査官」という。）の復命書によれば、「特に、外気温度 7 度、石室取合部温度 17.5 度であり、その差が

著しいので、石室付近の結露の危険が明らかなため、極力外気の内部への侵入を防ぎながら工事を行って欲しい事、一旦搬出した取合部の崩落土を最終段階の補修壁への擬土素材として塗布する際、外部の黴胞子を持ち込まないように防黴処理を施して欲しい旨を依頼した。」とあり、カビ対策について工事業者に指示した旨の記述がある。

- ③ また、考古調査官の調査書によれば、
- 詳細な工事仕様は、元文化財管理指導官が把握し、立ち会い時に当初聞いていた部分と相違する部分（現場で発泡ウレタンを発泡させ、空間を充填させるところ、外部からウレタン材を持ち込み、充填する方法になっていた。）があった。
 - 外部からの資材の持ち込みには、滅菌・防カビ処置を必ず行ってほしいと業者に伝えた。
 - 取合部の崩落土を搬出し、外部に仮置きを始めたため、理由を確認したところ、工事最終段階で、擬土として工事部分の壁面に塗る回答を得た。その回答に驚き、滅菌・防カビ処置についてお願いしたところ、予想外との顔をされ、改めて滅菌・防カビ処置の必要性について指摘をした。
- と防カビ対策について指示をしており、取合部での防護服の着用については、懸念は示したものの、元文化財管理指導官の指示により未着用でよいと判断したとされている。

- ④ 2月15日から17日の現場の立ち会いを行った元文化財管理指導官の復命書によれば、「墳丘の断面の補強のため樹脂を吹き付けた後、その保護のためステンレス製の枠を製作し、固定する作業を行い、ほぼ終了した。今後は空隙への発泡スチロールの補填を行う予定である。」とし、考古調査官からの防カビ処置に関する提案は反映されていない。

- ⑤ また、元文化財管理指導官の調査書およびヒアリングによれば、
- どんな工事が適性なのかは、美術工芸課の人間にはわからないということもあり、業者にまかせていた。
 - 美術工芸課は墳丘自体について何も知識がなく、立ち会いに行ったのは、鍵を持っていたからである。
 - 立ち会いには、工事の様子は確認するが、主として行うのは、鍵の開け閉めである。
- との認識で、カビ対策の意識が薄弱であり、「鍵番」としての役割であって、

工事の責任はないとの認識であった。

- ⑥ 2月18日から21日の現場の立ち会いを行った美術学芸課主任調査官(考古資料)(以下「考古主任」という。)の復命書によれば、「墳丘の断面の保護のために製作されたステンレス枠に土を混ぜた合成樹脂を塗布し、さらに発泡スチロールを充填した空間部にも同じ合成樹脂を充填した。」とある。特段カビに対する配慮はないようである。
- ⑦ また、考古主任の調査書によれば、
- 立ち会いには、担当の絵画部門が日程の関係で立ち会うことができないので、行っている。工事内容については、直前まで知らされていない。立ち会いにいて、施工業者が××(業者名のため削除)であることを知った。
 - 工事終盤の2月21日に元奈文研センター長が現地に来ていることを記録ではないが、記憶している。
- とされている。
- ⑧ 2月21日から24日の現場の立ち会いを行った元絵画主任の復命書によれば、「高松塚古墳取り合い部、石室左右の盛り土崩落を防ぐための工事に立ち会った。工事はほぼ完了した。」と記載されているのみである。
- ⑨ また、元絵画主任の調査書およびヒアリングによれば、
- 事前に仕様内容を提示されていたかもしれないが、その評価を下せるほど土木、考古学的な経験、知識はなかった。工事内容の具体的な指示については、記念物課、奈文研に任せていた。
 - あとで、東京文化財研究所(以下「東文研」という。)に何の相談もなかったと聞き、釈然としない思いがあった。
- とある。
- ⑩ 作業そのものは、24日までに終了し、工事の最終確認として、2月28日から3月3日に現場の立ち会いを美術学芸課の担当官が行っている。この時、取合部のカビ発生が、工事後初めて確認された。その現場の立ち会いを行った考古主任の復命書によると、「今回修理を行った部分は元々の墳丘土に接する部分で白いカビの発生が見られた。これは作業を行った時点での急激な温湿度変化に伴うものである。この部分はエチルアルコールによって消毒およびカビの除去を行った。最終日には元奈文研センター長も立

ち会い、カビについては壁画点検の際にもう一度除去する必要があるという点で一致した。」とある。工事のカビ対策については何ら言及されていない。

- ⑪ また、工事の完了届（検査調書）は、美術学芸課調査官の立ち会い並びに工事業者からの完了報告書をもとに作成されている。
- ⑫ 工事を実施した業者は、カビ対策に関する文化庁からの指示はなく、防護服、防護マスク着用について指示はなかったと言及している。（工事業者調査書）
- ⑬ この工事については、東文研は全く関与せず、情報も知らされていなかった。当時の所長（以下「元東文研所長」という。）は、
 - 東文研には、工事に関して一切情報を知らされていなかった。記念物課長から説明を受けたこともない。工事の結果は、ある意味事故である。公表すべきであった。
 - 崩落の問題は以前から認識されていた。ある意味崩落防止の工事が遅かったのではないかと思う。
 - 取合部工事に東文研が全く関わっていないのは、縦割りもいいところ、ひどい縦割りである。その後始末は全部東文研が行っている。
 - 奈文研のベテランの保存科学の専門家が関わっているのに、どうしてそういう不手際をしたのか。とヒアリング時に述べている。

（４）取合部の大量のカビ発生

- ① 平成13年3月25日から28日にかけて文化庁の美術学芸課および東文研の担当で定期点検を行い、取合部の石室外表面および墳丘盛土部分に多量のカビが発生していることが確認されている。カビは極めて多量であり、ほぼ取合部全面を覆いつくして発生していた。このため、取合部のカビの除去と再発防止を中心とした作業を行うこととし、石室は開口せず、カビ対策にあたることになった。
- ② 定期点検を担当した東文研の点検報告書によれば、取合部工事に対して、以下のように評価している。
 - 崩落部の修復に関しては、非常に狭い空間の割に処置面積が広く、困

難な作業であったと思われる。しかし、この作業がカビ発生の原因であることは間違いない。

- 「保存修理マニュアル」においていくつかの取り決めがなされている。それによれば搬入物品はすべて消毒用アルコールで滅菌し、準備室で無菌衣に着替えてから入室することになっている。
 - 今回の盛土崩落防止工事においてはマニュアルに記載されているようなカビに対する配慮が少なかったようである。作業風景写真を見ると、作業者は、頻繁に出入りする必要があるためか無菌衣を着ておらず一般の作業着のまま作業をしている。
 - また、物品の搬入のために長時間扉を開けていたことも考えられ、外気の侵入が予想される。実際に使用された機材の滅菌、使用された樹脂へのカビ防止剤の添加や擬土として用いられた土に滅菌などカビ防止のための予防措置が施されていなかったと思われる。したがって、材料および作業環境の両面でカビが発生する要因が保存施設内に持ち込まれたと思われる。
- ③ 取合部のカビを採取した調査結果によれば、取合部のカビは、「毎年の定期点検において石室内で検出されるものとほぼ同様種と思われる。」とされ、所見として、「取合部の土は、樹脂によって今回補強されているため、カビにとっては新たな栄養源が供給されていると考えられる。また、環境の湿度は土中であることから常に95%RHであることを考えると、今回、効果的にクリーニングを行ったものの、今後も完全にカビの再発を防止することは困難であることが予想される。」としている。
- ④ 4月24日から26日での取合部の点検は、黒いカビの発生はわずかであったが、他のカビの繁殖が認められたため、駆除作業を行っている。5月8日から9日の点検では、目視でのカビの発生は確認されなかったものの、念のため、アルコールによる駆除作業を行っている。取合部での一連のカビ発生過程については、5月10日に文化庁長官まで報告がなされている。
- ⑤ 8月10日に、東文研において、文化庁と東文研により9月以降の作業予定について協議が行われた。取合部について防黴剤の全面塗布を決定し、土岩のすきまからの発芽を抑えるため、防黴剤と樹脂を混練して施工することとし、処置1週間後に取合部の浮遊菌調査をし、結果良好なら開封・壁画点検に入ることとされた。

(5) 石室内のカビの発生

- ① 平成 13 年 9 月 26 日に 1 年半ぶりに石室に入室した。石室の開封に先立ち、防黴剤によるカビ除去を同月 10 日から 14 日にかけて実施し、同月 20・21 日にかけて浮遊菌調査を実施した。このときの培養結果およびカビの発生が認められないことから、1 年半ぶりに石室を開口し、壁面を点検した。
- ② 点検の結果、東壁 1 m×30 cm に白いカビ（絵画部分にはカビ確認されず）。南壁黄色いカビ、20 cm 四方の白いカビが確認された。
- ③ カビの処置としては、緩やかな方法を選択し、エタノールをベースとした殺菌剤（防黴剤）のみを使用し、樹脂（パラロイド B72）を混合して用いる防黴剤は使用しないこととした。

(6) 取合部のカビと石室内に発生したカビについて

- ① 石室内にカビが発生したことと石室の密閉性の関係について、元文化財管理指導官は、「絵画の調査官が、『ふたの一部のシールが一部浮いているようだ』と言っていた記憶があるが、自分自身は、開いているとか、シールが切れているとは思わなかった。」と述べている。また、保存科学の専門家である東文研の元保存科学部長（以下「元東文研保存科学部長」という。）も「当初は完全に盗掘口のところで密閉しているという認識であり、石室の中は大丈夫と思っていた。ただ、やはりそれ以上に取合のところのカビが非常に著しかったので、一瞬でものぞくかどうかというのは考えてはいたが。」と当時は密閉されているとの認識であった。
- ② 取合部のカビと石室内のカビの関係については、
 - 元文化財管理指導官は、「取合部のカビが石室内に入り込んだとは思わない。何か別のきっかけがあったのではないかと思っている。」とし、
 - 元美術学芸課長も「東文研が実施した石室内の菌の検査で、『石室内のカビ菌というのは従来からあるカビ菌である。取合部工事で菌が石室内に持ち込まれたのではない。』と聞き、取合部工事とは直接関係ないということを確認した。」と述べている。

(7) 平成13年12月の石室内の大量のカビ発生

- ① 平成13年9月の石室内のカビ発生の状況から、元美術学芸課長は、元絵画主任に点検の間隔を狭めてやったらどうかと指示した。しかし、東文研の日程がとれず12月18日に石室内の点検を行うことになった。(当時の美術学芸課長ヒアリング)
- ② 点検の結果、取合部および石室内に多量のカビが確認された。カビは多様であり、かなり深刻な状態であった。「天井以外の壁面のカビ除去は終了。黒いカビは、根に相当する部分がとれない。茶色カビは少し強めに拭くと、取れるが、壁面への影響が出るため、無理にはできない。どうしても表層を痛めてしまう。」と修理日誌カードに記載がある。
- ③ また、東文研の点検報告書によれば、
 - 前回9月の処置では消毒用アルコールを主体とした穏やかな処置を施したため、結果として3ヶ月という期間は長すぎる結果となった。有色のカビは除去が困難であり、壁画を汚損する事態に至った。現状ではカビの発生を完全に抑制することは不可能と見てよい。
 - 今後の対応として、カビが繁殖する以前に、先手をうってカビの発生を抑止していくことが必要。殺菌剤、消毒用エタノール、パラホルムアルデヒドの効力が持続し、カビの繁殖以前となると当面は2～3週間以内に点検作業を繰り返す必要がある。
 - 目に付いた点として、取合部と石室内の乾燥が挙げられる。取合部壁面の擬土部分は乾いて白くなり無数の亀裂が生じている。石室外表面および石室内壁面の漆喰にも湿潤感はなく、一見して表面が乾いた感じがする。石室内の漆喰が乾燥状態にあることは未開口の石室内では考えづらい。とされており、深刻な状態であることが確認できる。
- ④ 元東文研保存科学部長は、このことについてヒアリング時に、「国宝高松塚古墳壁画恒久保存対策検討会で言ったことだが、全体の気温が上がり、石室の中の気温が上がってきて、そのバランスというのはどこかで必ず崩れるときに私はあったんだと思う。それが取合部の工事という、言わば、あそこところは非常に狭い空間なので、そこに樹脂を塗ったということが、それが非常に環境に対してインパクトを与えて、それがカビの発生の原因にはなったものと思われる。やはり全体としては非常にカビが生えやすい環境になりつつあったのは確か。今考えると、10年間、1年に1回程

度の点検で済んでいたというのは非常に幸運なときだったのかという気はする。」と述べている。

- ⑤ また、カビ処置時において、青龍の舌の一部を毀損した。元絵画主任は、「毀損については、今回のカビの大発生を予期できなかったため、十分な日程がとっていなかった。のみならず、カビ処置の担当者に急用ができてしまったため、作業を急いだことが不注意につながったと思われる」と当時のメモに記載している。
- ⑥ この毀損については、元美術学芸課長はヒアリング時に、元絵画主任と東文研の元修復技術部長（以下「元東文研修復技術部長」という。）の間で議論があり、その後、元東文研修復技術部長が「こういう形で責任云々を追及されるのでは、私としては協力できない。手を引く」と発言され、必死になって説得した記憶があると述べている。

（８）修理技術者の参画

- ① 平成 13 年 12 月の青龍舌の一部毀損を受け、実際に壁画に手をつける作業について、東文研の職員からより専門性の高い修理技術者（装こう師）に変更した。このことは、元美術学芸課長が、
 - 従来は、東文研は文化庁の附属機関であり、「ちょっと頼む」ということで事が足りたが、独立行政法人になり、そういうことをお願いできない状況になったため、仕分けが必要と、元東文研所長に言われた。
 - 今後、専門の修理技術を持った人を使わないと、かえって高松塚のためにはよくないということ等があり、修理技術者に協力を得るようになった。カビ等については、文化庁では専門家がおらず、対処はできないので、引き続き東文研の保存科学部を中心に担当していただくと、平成 14 年 1 月に仕分けをした。
 - 東文研内でも、保存科学部と修復技術部の連携がうまくいかないところがあったが、元東文研所長のときは、リーダーシップをとって研究所全体としてカビ対策に取り組むという体制にあったと述べている。（当時の美術学芸課長調査書・ヒアリング）また、文化庁と文化財研究所の関係につき、元東文研保存科学部長はヒアリング時に、「基本的には、文化庁からの個別の依頼により、その都度、専門家が派遣申請という形で対応していた。研究所全体として協力体制ができたのは、平成 17 年度からである。」と述べている。

(9) 保存修理マニュアルについて

このマニュアルは、元東文研修復技術部長により平成元年か2年頃に作られた。元東文研修復技術部長の調査書によれば、

① これは公的なものではないが、世代交代などで修理や点検の担当者が変わることを想定して、関係者の共通認識のために点検内容などをマニュアル化したものであるという。

② マニュアルの位置づけとしては点検用としてまとめたものであり、マニュアルが存在しても初心者だけで点検や修理を行ったことはなく、マニュアルに記載されていない防護服の着用、廃棄、持ち込み機材の消毒方法などについては、経験者が現場で初心者を実習して見せ、共通の知識としてきた。

なお、元東文研修復技術部長はヒアリング時に、作成にあたっては、文化庁の担当者と1、2度打ち合わせをした上で項目を作り作成したと述べている。

しかし、このマニュアルは文書として決裁をとる等、公的なものではなかった。

(10) 防護服の着用について

① マニュアルに対する認識については関係者にかなりばらつきがある。以下、マニュアルにおいて、石室内の壁画の修理を行う際に使用する用具の一つとして挙げられている防護服（無菌衣）の着用についての意識を中心に関係者の認識を列挙する。

○ 存在自体を認識していない事例

- ・ 現場サイドのものなので、読んだこと、聞いたことはない。(当時の美術学芸課長ヒアリング)
- ・ 当時、全く存在を知らなかった。(当時の記念物課長ヒアリング)
- ・ キトラ古墳の対策時に初めてそのようなものがあることを知った。(当時の記念物課整備主任ヒアリング)

○ 石室内作業時のマニュアルと理解していた事例

- ・ 石室内の壁画修理および点検のマニュアルという印象。石室を開口しない際は防護服を着用していないと聞いていたように思う。(当時の文化財管理指導官調査書)
- ・ 取合部工事の際、施工者は防護服を未着用。先行して立会していた考

古調査官から引継ぎがなかったこともあり、問題視しなかった。(当時の文化財管理指導官調査書)

- ・ 取合部のみで作業する場合の防護服着用の必要性は明記されていない。そのため実際に、石室を開口しない状態で取合部まで進入し、そこで作業を行うのみの場合には、防護服の着用を指示されたことはなかった。(当時の考古調査官調査書)
- ・ 取合部工事の際の防護服着用についても、当初から施工者に着用の意識がなかった。しかし取合部とはいえ、長時間の作業になることが予想されたので、元文化財管理指導官に確認したところ、石室開口部を開けずに作業を行うため、着用の必要はないとの指示を受けた。(当時の考古調査官調査書)

○ 厳密に位置づけていた事例

- ・ 防護服は保存施設の準備室で着替えることになっており、取合部では当然防護服を着用している。(当時の絵画主任調査書)
- ・ 取合部で防護服を着用することは当然のこととして、(取合部で防護服を着ることについては) 記載していない。(取合部でのことを書いていないからといって) 取合部では着用の必要がないということではなく、そういうふうにとられたのであるなら反省点としてある。(当時の東文研修復技術部長ヒアリング)
- ・ 取合部のところまでは想定している。作成する前からやっていたやり方をあらためてはっきりさせたもの。(当時の東文研保存科学部長ヒアリング)
- ・ 当初から保存施設の中に入るためにはいろいろな条件がつけられている。おそらく東文研の担当者が分かりやすくする意味で作成したもの。これについて美術学芸課はもちろん、記念物課にも伝達されているはず。(当時の東文研所長ヒアリング)

(11) 取合部の再工事について

- ① 平成15年11月に取合部保存処理工事が実施された。これは、平成13年2月に実施された取合部工事により土中の水分バランスに変化が生じ、取合部表面にカビが発生したため、シリコン樹脂の塗布処理による防カビ工事を行ったものである。
- ② 当時のことを元東文研修復技術部長はヒアリング時に、「取合部の工事をしたときに、樹脂と土を混ぜて塗ったところだが、土のところについては

それなりにおさまってきたが、その部分についてはなかなかおさまらない。それ（カビ処置）をずっと続けていくわけにいけないので、最終的にはそれをやり直したらどうかという話になった。そして、全面的に撤去することになり、一部の天井の落ちそうなところだけは代替処置をして土をむき出しにするということを行った。土の上には、親水性シリコンという樹脂をしみ込ませ、土そのものの強化処理を行った。その結果として、かなり抑えられたというふうに認識している。」と述べている。

【検証】

(1) 取合部工事における責任の所在について

- ① 取合部天井の崩落事実については、写真では昭和 59 年に、点検記録では平成 2 年に確認することができる。その後、定期点検において、措置の必要性が現場で指摘されていたが、ようやく措置の検討が行われたのは、平成 11 年 4 月のことである。
- ② 高松塚古墳は、古墳全体が特別史跡として、またその中で石室の壁画が国宝として、二つの側面からの指定がなされている。文化庁の所管においては、特別史跡を管轄する記念物課、国宝（建造物を除く。）を管轄する美術学芸課（平成 13 年 1 月 5 日までは美術工芸課）と分かれている。
- ③ 取合部の工事は、特別史跡の一部であるとして、美術工芸課から記念物課に工事をするよう依頼されている。この時点で記念物課は、カビの問題も含め、石室内の状況、これまでの壁画の保存管理についての知識は皆無に等しかった。
- ④ 美術工芸課においては、石室内の壁画の保存管理を担当していた「絵画部門」から記念物課との関係が深い考古部門所属の元文化財管理指導官に工事の担当について依頼されている。この時点で元文化財管理指導官には、石室内の状況、これまでの壁画の保存管理についての知識は皆無ではなくても詳細を理解していなかった。
- ⑤ 平成 11 年 4 月、平成 12 年 6 月と高松塚古墳現地において、記念物課が遺跡の保存管理について専門的知識がある奈文研に協力を依頼し、記念物課、奈文研、美術工芸課の 3 者間で協議が行われた。平成 12 年 6 月の時点では、工事業者も参加していた。
- ⑥ しかしながら、記念物課、奈文研からの参加者にはカビ問題の所在が把握できなかったため、取合部でのカビ対策、石室内に与える影響についてはほとんど検討されることがなく、その後の工事契約における「仕様書」においてカビ対策が考慮されていなかった。
- ⑦ 工事期間中は、工事発注者である記念物課は立ち会いを行わず、美術学芸

課の職員のみが立ち会いを行っている。その際、美術学芸課の元文化財管理指導官は工事の立ち会いではなく、主に「鍵番」としての役割で立ち会っているとヒアリングで述べている。

- ⑧ 結局、工事期間中、美術学芸課の一部の担当者はカビ対策について業者に指示したものの、反映されることなく工事は行われ、その後、取合部の大量のカビが発生した。
- ⑨ 石室内の定期点検を行った東文研は、カビが大量に発生したのは、工事が原因として、厳しく点検報告書で指摘している。
- ⑩ このように、時系列に事実関係を整理すると、工事に関与した担当者にカビ問題についての情報が与えられておらず、カビに対する意識が欠如していたことが浮き彫りになる。高松塚古墳の保存管理は、それまでカビが大きな問題であったことは美術学芸課の課長を含め石室内管理の担当者のみに限られた認識であった。記念物課には、カビに関する問題の所在そのものの情報を持つ者はいなかった。
- ⑪ 石室内の壁画の保存管理を行ってきた美術学芸課担当者は、取合部工事を行う所管が記念物課であったことを受け、石室内のカビ等に関する情報を提供することなく、無責任に他課に仕事をまかせてしまった。また、記念物課の史跡担当者はカビ問題に関する理解を欠いていたため、崩落止めを行うことのみを念頭において作業が進められた。
- ⑫ 平成13年2月以降、取合部で大量のカビが発生してから、同年9月、12月の石室内の点検で大量のカビが発生することで、それまでの保存管理の体制では対応することができなくなった。12月の点検時には、青龍の舌の一部が剥落し、当該責任問題で、美術学芸課と東文研の担当者間で論議となった。
- ⑬ その後、修理作業者を組み入れることで体制の一新を図るものの、この時点から、東文研は高松塚の保存管理に一步離れた立場で協力することとなる。そのような時期の平成14年1月28日に石室西壁の損傷事故が発生する事態となった。
- ⑭ 翻って、不可解なのは、取合部工事の打ち合わせから工事に至るまで、

東文研が全く関与していないことである。本来であれば、点検のパートナーである美術工芸課から連絡を行い、カビ対策について何らかの相談を行うべきであった。結局、文化庁と研究所との連絡体制がこの件に関しては十分に機能していなかったと言わざるを得ない。

- ⑮ このように、取合部工事については、史跡、壁画と所管がわかれた文化庁内および研究所内の体制、双方の情報が十分に伝達されないことに起因して、カビ対策が不十分なまま実施され、結果として大量のカビが取合部に発生したものと考えることができる。

(2) 保存修理マニュアルの位置づけについて

- ① 高松塚古墳の保存管理は、文化庁および文化財研究所の歴代の保存管理担当者によって引き継がれてきた。本件事案で問題になっている「保存修理マニュアル」は、東文研の担当者が平成元年以降の保存修理点検に当たって、関係者の共通認識のために作成したものである。
- ② このマニュアルは、公式のものではないが、現在に至るまで保存修理や点検に関する書類として、事実上現場関係者に引き継がれているものである。
- ③ マニュアルによれば、石室内の壁画の修理を行う際に使用する用具の一つとして、防護服（無菌衣）が挙げられている。しかし、マニュアルには取合部の作業における防護服の着用については言及していない。本件事案では、取合部工事において工事業者が取合部作業時に防護服を着用しなかったことが、後の点検作業を行った東文研の担当者から指摘されている。
- ④ 今回、取合部工事に関与した関係者や壁画の保存管理を行ってきた関係者に対し、マニュアルの存在や位置づけおよび防護服着用の意識についてヒアリング等によって確認した。その結果、次のように分類することができる。
- ⑤ まず、取合部工事に関与した関係者のうち、記念物課の担当者、美術学芸課の元文化財管理指導官を含む考古部門の担当者、工事業者については、取合部までの作業は防護服を着用しなくてもよいという認識であった。特に記念物課の担当者には、マニュアルの存在が認知されていなかった。
- ⑥ また、課長以上の管理職になると、マニュアルの内容、存在そのものについて認識はなく、当該マニュアルは現場の担当者のみのものであったと考えることができる。
- ⑦ 壁画の保存管理を行ってきた美術学芸課の絵画部門、東文研の関係者は、取合部での作業においても防護服の着用は必要であるし、マニュアルの存在、遵守すべき事項として認識していた。但し、必ず遵守すべきものか否かは、マニュアルを作成した担当者自身が防護服を着用しないで取合部で作業している写真もあることから、ケースバイケースのものであったと言える。

- ⑧ このように、それぞれの立場によって、マニュアルのとらえ方が異なっており、保存管理の手法が統一されていたわけではないようである。特に史跡を管轄していながら保存施設の鍵も有さず長年保存施設内に立ち入ることもなかった記念物課がマニュアルや取合部での作業における注意点について全く知識を欠き、問題意識をもっていなかった。
- ⑨ 初心者へのマニュアルという側面があったのであれば、取合部での作業内容等、経験者にとっては暗黙知であった部分についても明文化しておくべきであった。この点で本マニュアルには不十分な点があったと言わざるを得ない。
- ⑩ なお、今回の取合部天井の崩落止め工事に絡んだ取合部の大量のカビの発生については、
- わずかな期間で大量のカビが発生したこと。
 - 発生要因は、工事方法、温湿度、外気、作業者等による環境変化が考えられること。
 - カビは壁面全面に発生するほどの伝播力のあるものであること。
 - 主要なカビは **Penicillium** であり、次いで **Aspergillus**、**Fusarium** などであったこと。
 - 大量に発生したカビは特定される種であり、多様な菌種ではないこと。
 - これほどの広範囲に発生するカビは、既に同環境に定着した常在カビの可能性が高いこと。
- などから、様々な要因が考えられ、防護服を着用していなかったことのみならず、カビ発生の原因を求めることはできない。

2. 石室西壁画面の損傷事故

平成13年12月の高松塚古墳の石室内点検で大量のカビの発生が確認された。その除去措置の際に青龍の舌が一部毀損し、それを機に、文化庁と東文研の間で修理体制について見直しが行われることとなった。修理技術者を新たに参画させてカビ発生後の点検体制を整え、平成14年1月27日から3日間、石室内の点検を行った。

その最中に、石室西壁の男子群像を毀損する事故が発生した。この章では、損傷事故およびその後の対応について、事実関係の整理と検証を行う。

【事実関係】

(1) 損傷事故当日（応急措置）

■午前・男子群像下方の損傷（空気清浄機の転倒）

- ① 1月28日午前11時30分より石室内の点検作業を開始。
元絵画主任が先行して入室し点検の後、退出。次いで美術学芸課の元文化財調査官（絵画部門）（以下「元絵画調査官」という。）2名が入室し、北壁および東壁のカビ等発生状況を観察した。（当時の絵画主任調査書・絵画調査官調査書）
- ② 前回の点検時（1月7～10日）に初めて導入した小型空気清浄機をこの回も石室内に持ち込んだ。（当時の絵画主任調査書）
- ③ 同作業中、東壁の点検従事者（元絵画調査官）が後方に体をずらした際、空気清浄機に触れ、転倒。西壁男子群像下方床面近くに長さ約7cmの線状の傷が生じ、白色の漆喰層が露出した。（当時の絵画調査官調査書）
- ④ この際、即座に北壁点検中であった他の元絵画調査官に報告した。（当時の絵画調査官調査書）
- ⑤ 元絵画調査官の調査書によれば、事故発生時、取合部に人がいたか不明であるが、すぐに元東文研保存科学部長の姿を確認し、事故の発生を伝え

た。

- ⑥ 他方、元東文研保存科学部長のヒアリングの際の発言では、事故当時準備室にいたように記憶していると述べている。
- ⑦ 当時、元絵画主任は、点検結果を電話で元美術学芸課長に報告するため墳丘外部にいた。このため再度入室を要請し、事故箇所の確認を行った。(当時の絵画調査官調査書・絵画主任調査書)
- ⑧ 事故の発生について、当日、他の点検従事者にどのように伝えられたかは不明であるが、午後の石室入室時には承知していたようである。(当時の東文研保存科学部長ヒアリング)。

■午後・男子群像胸部の損傷（室内灯の接触）

- ① 元東文研保存科学部長の調査書およびヒアリングによれば、午後に石室内床面に蓄積しているムシやカビの残骸を除去することでカビの栄養源を断つことを目的に、石室内床面全体をクリーンルーム用クリーナーで清掃した。石室内では元東文研保存科学部長が作業に従事し、東文研非常勤職員が盗掘孔から監視した。文化庁職員は石室からは離れていたとみられるが明らかでない。石室北側から清掃を始め、南方向へバックするような形で清掃を実施。室内灯は南側盗掘孔に近い方に設置したと述べている。
- ② 元絵画主任の調査書および関係者のヒアリングから総合して推測するに、清掃作業終了間際に室内灯に石室内床面を清掃していた元東文研保存科学部長の体が接触、室内灯の頭部が動き、西壁に接触したとみられる。この損傷については、元東文研修復技術部長が、清掃終了後の点検で発見。元絵画主任が確認した。
- ③ 損傷の具体的な状況については次の通り。
 - 西壁男子群像のうち南から二番目の男子像の首から胸部付近に縦5ミリ、横7ミリ程度の半月状の傷が生じた。(当時の絵画主任調査書)
 - 欠失は漆喰壁表面に付着している泥の層と漆喰表面が半月状に失われ、その下方の漆喰に亀裂が生じ、石材と漆喰層もしくは漆喰層内で剥離が生じ、表面がやや持ち上がっている状態とみられた。これを放置することにより、亀裂剥離箇所が剥落することが危惧された。(当時の絵画主任

調査書・修理技術者調査書)

- ④ 半月状の損傷箇所については、砂状もしくは泥状の小片が飛散したとみられるが、クリーナー内の塵埃等からは顔料を含む破片は確認されなかった。(当時の絵画主任調査書)
- なお、当該塵埃等は現在、東文研で保管されている。
- ⑤ 損傷箇所については、元々流入土によって当初の顔料層が失われていた箇所であると、当時は認識されたようである。
- 「男子像の胸像部分も、本来の色彩は泥流で欠け落ちていた部分であることがわかり」(当時の美術学芸課長調査書)
 - 「胸の部分は、これはもともと絵があったところなのですが、泥流が流れて、泥によって完全に色彩が失われているということを知りまして、それは写真でもそういう状況であるということは私自身も判断したというか、それを認識いたしました」(当時の美術学芸課長ヒアリング)
 - 「高松塚のあれは、オリジナルではないんですよ。やはり、その経年の中でいろいろ土砂が流れ込んで水が入ったり、いろいろなことで変わってきているわけです。」(当時の美術学芸課長ヒアリング)
 - 「瑕疵部分は男子像の胸部とはいえ、つぶさに観察したところ、表面の荒れた部分にあたり、かろうじてオリジナルの絵画部分には及んでいなかった。」(当時の美術学芸課長調査書)
 - 「左から2番目の男子像の傷については、瑕疵部分を観察したところ、オリジナルの線描や色彩が留められておらず、既に損傷していた。目立たなかったのは、その箇所が流入した泥のために汚れかつ絵画の彩色が混じり込んでいたためである。」(当時の絵画主任調査書)
 - 「もともと傷ついたところはほとんど土の部分が残っている、もともとあったところですので」(当時の東文研修復技術部長ヒアリング)
 - 「左から2番目、男子像の傷なんですけれども。ここをよく観察しましたところ、オリジナルの線描や彩色がとどめられた場所ではなかったんです。」(当時の絵画主任ヒアリング)
 - 「それは詳しく写真をアップにして見ればわかると思うんですけれども、描線が繋がっていません、そこのところは。ちょっと色のようなものも見えるんですけれども、おそらく流れてオリジナルの色が傷のところに流れ込んでいるんじゃないかと私は思います。」(当時の絵画主任ヒアリング)

■ 損傷時の現場対応

- ① 文化庁担当者、東文研担当者、修理技術者の3名で損傷の状況を観察した。文化庁担当者および東文研担当者により、損傷箇所の方がさらなる剥落をきたすおそれがあると判断されたため、文化庁担当者の指示により、東文研担当者および修理技術者によって剥落止めの処置が行われた。(当時の絵画主任調査書)
- ② 具体的には、損傷部分にレーヨン紙(もしくは典具帖紙)をあて、その上からパラロイドB72を筆で塗布し、浸透させた。接着を確認しつつ必要に応じて塗布を繰り返す作業を行った。パラロイドB72が固まり安定するまでレーヨン紙を静置した。(当時の絵画主任調査書・修理技術者調査書)
- ③ 午前中に生じた下方の損傷については、当日特に処置を行わなかった。
 - この傷については、2月26日の午後の点検時にパラロイドB72を含浸した。
 - 「下方の傷は今回特に処置しなかったが、傷口から剥離が進行しないように、パラロイドB72等により接着し、かつ目立たぬような処置をすることが妥当と思われる。」(当時の絵画主任調査書)
 - 「要するに絵にかからない余白部分ですから、割と新しく見える白い生々しい傷口が残っていても差し支えないではないかということも可能ではあるんです。ただ、やはりそのときにはそこからまた広がるのも嫌だしということで、剥落止めの処置も多少したような記憶があります。」(当時の絵画主任ヒアリング)
- ④ 翌29日午前10時より、損傷箇所の接着状態を確認し、レーヨン紙表面に溶剤を塗布して徐々に剥がし除去した。除去後、損傷箇所の状態を確認し、必要箇所にパラロイドB72を塗布した。(修理技術者調査書)

(2) 事故直後の文化庁の対応

- ① 西壁下方の損傷については、発生当時に元絵画調査官2名により確認され、あわせて元絵画主任が確認した。

- ② 西壁男子群像胸部の損傷については元絵画主任が確認した。
- ③ 各損傷については、次のように元美術学芸課長調査書により発生時にそれぞれ本庁に報告されているとみられるが、誰から誰に対して行われたかは不明。
- 「西側下方清浄機の転倒による事故報告に大変驚いたと記憶している。その後、スタンドの先端がふれて西側男子像の胸部分に擦り傷が出来たとの報告があり、二重のショックであった。」(当時の美術学芸課長調査書)
 - 本庁から現場へどのような指示がなされたかについても明らかではない。
- ④ 下方の損傷については、28日帰庁時に元絵画調査官が元美術学芸課長、元文化財管理指導官に傷の画像を示しつつ報告した。(当時の絵画調査官調査書)
- ⑤ 28日の処置作業終了後、元絵画主任から電話で元美術学芸課長、元文化財管理指導官、元美術学芸課課長補佐に報告された。(当時の絵画主任調査書)
- 「今後の点検に当たっては石室内で一人が作業する時は必ず今一人が、入口からこれを監督し、二度とこのようなことが起きないように徹底を図るよう元絵画主任に指示したと記憶している」(当時の美術学芸課長調査書)
 - 損傷部分については「その詳細をデジタルカメラ画像を印刷したもので確認したと思う。」(当時の美術学芸課長調査書)
- ⑥ 元絵画主任により1月30日付で「高松塚古墳壁画点検作業報告」が作成され、元美術学芸課長に提出された。ここには、点検結果、事故および処置の概要が報告されている。
- ⑦ 1月31日付で「国宝高松塚古墳壁画の損傷について」(会議資料)が課内で作成されたが、その過程で課内での打ち合わせが行われた。項目としては「日時」「損傷内容」「損傷原因」「今後の対策」「修理方針」が挙げられており、これらの諸点が検討されたとみられる。その中で今後の対策として「石室内作業時においては、より慎重な作業と石室外からの監視と指示を行う」「石室内で用いる機具の安定性・安全性を高める」ことがあげられている。

- ⑧ 同文書は、2月1日に東文研での協議の際にも提出されている。
- ⑨ 東文研内における損傷の報告は、元東文研修復技術部長から元東文研所長へ行われた。
- 「第一報はいつも元修復技術部長です。」(当時の東文研所長ヒアリング)
 - 「あまり明確な記憶がないんですけども、あの当時、戻ってきて報告したことは確かです。私はそのときはまず東京へ戻ってきて、所長、前所長ですけども、前所長にご報告しました。たしか応急処置もこうしました。じゃあ、一度文化庁と相談して私が見に行くからというふう」(当時の東文研修復技術部長ヒアリング)
- ⑩ 損傷に関する庁内上層部への報告については、次の通り、元美術学芸課長と元文化財部長との間で記憶に齟齬がある。
- 「男子像の胸像部分も、本来の色彩は泥流で欠け落ちていた部分であることがわかり、これらに対しては、書画の欠損部分を繕う形で通常の修理で損傷部分の修復が可能であると考え、経緯を部長に報告したと記憶している。」(当時の美術学芸課長調査書)
 - 「その記憶が全然ないのですが、これに関しては、デジカメの映像で、白いところの下の部分のあれだけは覚えているのですが、それでこういう状況だということのご報告をしたということの記憶しかございません。ただそれは、絵のないところの部分なので、従来というか、普通の維持・管理の手当てでもって十分に対応できるということでのご報告をしたという記憶が私にはあるのですが」(当時の美術学芸課長ヒアリング)
 - 「平成14年1月にあったとされる石室西壁の損傷事故についても、記憶にありません。」(当時の文化財部長調査書)
 - 「私としては全く記憶にない」(当時の文化財部長ヒアリング)
- ⑪ 元美術学芸課課長補佐は、「誰から報告を受け何処まで報告をしたか記憶が定かでない」としている。(当時の美術学芸課課長補佐調査書)

(3) 事故箇所の補彩について

- ① 樹脂処置後の損傷部分の補彩については、元絵画主任が事故当日、現場

で次のように考えたことがわかる。

- 「それで、ここは(注=男子群像胸部)すでに傷ついたところなのでなんとか処置できるなと思いました、そのときに。」(当時の絵画主任ヒアリング)
- いわゆる補彩という通常の修理で行っていることをやはりした方がいいんじゃないかということはすぐにそのときに思いました。それは非常に鑑賞性を損なっているからなんですね。写真があるのでおわかりのように、非常に男子群像のど真ん中なんですね。ですからあれをあのまま残すというのは大変絵として見た場合に好ましくないというふうに思いました。」(当時の絵画主任ヒアリング)
- 「塗るというよりは上澄みみたいなのをちょっと置こうかということをしようかということをし、すぐにしたんじゃないかと、そのときに考えたんです。」(当時の絵画主任ヒアリング)

② 元絵画主任が帰庁後に作成した1月30日付「高松塚古墳壁画点検作業報告」には、「漆喰の白色がかなり目立つが、漆喰の上に安易な補彩を行うことは慎むべきである。白さを目立たなくするために、石室内の土を水で溶いて塗るなど、可逆的な措置のみにとどめることが適当と思われる。下方の傷は今回特に処置しなかったが、傷口から剥離が進行しないように、パラロイドB72等により接着し、かつ目立たぬような処置をすることが妥当と思われる。」とある。

③ また、課内で作成され、東文研との協議に用いられた(資料中に「課長から所長に説明。」との書き込みがある。)2月1日付け「国宝高松塚古墳壁画の損傷について」には「修理方針」として、

「(1) 男子群像の胸部分については、剥落が進まないようパラロイドB72で接着強化を行った。漆喰がかけた部分については、白さを目立たなくするため、石室内の土を水で溶いて塗るなどの処置を次回の点検時に行う。

(2) 下方の縦傷部分は、傷口から剥離が進行しないように、パラロイドB72等により接着し、かつ目立たぬような処置を次回の点検時に行う。」とある。

④ この方針について課内でどの程度周知されていたかは不明であるが、元絵画調査官調査書によれば、「平成14年1月28日の西壁損傷に補彩を施したことは、後になって主任から知らされた。」としている。

- ⑤ 損傷に関する美術学芸課と東文研との協議は、元美術学芸課長、元東文研所長を中心に現場担当者を交え行われたとみられる。
- 「2月1日に東文研でその後の対策と修理方針について協議を行った。その基本は可逆性を持った補修という点にあったと思う。」(当時の美術学芸課長調査書)
 - 「では一番、どういう形がいいのかということで、東文研とたしか協議といますか、そういう話し合いの時間を持ったというふうに記憶しております。(中略)そういう話し合いを持ちまして、その話し合いでのやはり一番のポイントというのは、修理のところがきちっと、後からわかるといますか、ごまかすということではなくて、可逆性を持った修理をするということでの基本認識で話しをしたというふうに思います。」(当時の美術学芸課長ヒアリング)
 - 「傷について全部補彩しろと指示したと書いてあるんですね。私はその事故の状況一切知らないのですよ。そういうことで、私が指示するはずはないんです。」(当時の東文研所長ヒアリング)
 - 「そのときに今申しましたように、元東文研修復技術部長を含めて、元東文研保存科学部長と私と、それで元美術学芸課長含めて善後策を講じていますが、これカビ発生についての報告の一部なんですね。それで、1月早々に調査というのが私のメモにあるんですが。」実際に現地に行ったのは3月の奈文研での独法の会議の時であり、その間文化庁はあまり検討していなかったようだ。この期間はちょっと長すぎた。「どうもその間にそこ仕事やってしまってるんじゃないかと思いますね。だから、僕が記憶しているのは、西壁の損傷について、確かにこれは確認しました。その他については記憶ありません」。(当時の東文研所長ヒアリング)
 - 「指示というよりも、傷を与えてしまったと、どうしましょうかということで、これは普通は私が補彩しろというのではなくて、本来は担当課の方がこうしたいというのがあって、じゃあ、まあしょうがないかなという承認を与えるために我々が道具にされるというのが普通の形ですよね」(当時の東文研所長ヒアリング)
 - 「で、こちらに戻ってきて課長に相談する、あるいは東文研の会議のときに元東文研所長とこういう処置したいんだけど、どうですかというような相談をしたんです。」(当時の絵画主任ヒアリング)
- ⑥ また、3月28日、現地において補彩実施前に再協議を行ったとする証言もある。

- 「平成 14 年 3 月 28 日現地で修復方法が話し合われ、担当官の指示により補彩された。」(当時の東文研修復技術部長調査書)
 - 「『指示』と書いてあるが、そこではいろいろな話をしておる中で方向づけということですので(中略)全体の雰囲気としては補彩していった方がいいんじゃないかということだった」(当時の東文研修復技術部長ヒアリング)
 - 「補彩等についてはその後検討して文化庁の方針の上で補彩をしたと。そのときもいろいろ議論になりまして、補彩するときの話し合いのときに議論になりましたけれども、結局、高松塚はご存じのように土が入ったりなんかして発掘調査をした後に、壁には土の跡だとかそういうのが残っているんですね。もともと傷ついたところはほとんど土の部分が残っている、もともとあったところですので、そこを例えば日本画の顔料とかそういったもので補彩するのはむしろ問題があるのではないかなど。そのような場合にはやはりもっと土で上に、接着剤をつけずに水溶きしたものを乗せてやれば、漆喰ですので吸着しますので、それの方がむしろ品物に対する後での問題が少ないのではないかということで、そういう形になりました。」(当時の東文研修復技術部長ヒアリング)
- ⑦ 3月28日の補彩は以下のような理念に基づいて実施された。
- 「絵画部門の担当者として、壁画は絵画であると認識している。したがって、絵画の修理という立場で対処した。」(当時の絵画主任調査書)
 - 「国宝・重要文化財に指定された絵画作品は多くは伝世する間に種々の損傷を被り、度重なる修理を経ている。絵画の国宝・重要文化財は単に古いというだけではなく、美術的に価値のあるもの、という指定条件がある。したがって、それらを修理する際には、美術的な価値を損なわないことはもちろん、後世に付加された何らかの要因によって損なわれた美術的価値(鑑賞性と仮に呼ぶ)を回復することも、大きな目的となる。オリジナルの作品に後世加えられた線や色、あるいは汚れ等を、作品を傷つけることなく除去する努力を行うのである。したがって、現在でも国宝・重要文化財を問わず、絵画修理の現場ではシミや汚れを除去することが慎重に行われている。同様に、修理箇所が極端に目立たないように補彩する。この場合、補彩は素材の地色に近づける。古画の場合には素材が褪色して暗い色調になっているため、その色調に合わせる。これは、補修箇所をカモフラージュするためではなく、鑑賞上に障碍とならないようにという配慮である。高松塚古墳壁画は、絵画的に優れた美術的品質を備えていることから国宝に指定されている。でなければ、特

別史跡指定で十分のはずである。したがって、壁画の修理は国宝の絵画として実施される。

ここで留意すべきは、絹や紙に描かれた絵画では、オリジナルの絵画部分だけでなく余白部分にも補彩はしない。したがって、高松塚古墳壁画においてもオリジナルの漆喰上に補彩を施すことの可否については判断に躊躇する点が確かにあった。但し、西壁男子像については像の中央部分であまりに傷が目立ちすぎ、著しく鑑賞性を損なっていること。これまでの観察から、カビが漆喰小口に生えやすいことなどから、何らかの措置は必要であると思ったし、現在でもその考えは変わらない。」(当時の絵画主任調査書)

- 「左から2番目男子像の傷については、瑕疵部分を観察したところ、オリジナルの線描や色彩が留められておらず、既に損傷していた。目立たなかったのは、その箇所が流入した泥のために汚れかつ絵画の彩色が混じり込んでいたためである。これは現在でも写真を詳細に観察すれば判明する。したがって、補修部分に補彩して差し支えないと判断した。高松塚古墳壁画の場合は色調が微妙であり、また使用されている色料についても美術史上重要な資料である。したがって、新たな色料を壁画に加えるということにはあってはならない。しかし、あまりに目立つ傷の白色が、絵画としての鑑賞性を著しく損なっていることも確かである。そこで、損傷前に上に乗っていたのと同じ石室内の土をアルコール消毒し、蒸留水で上澄みをとってかけて目立たないようにした。

西壁下方の縦傷は余白部分であり、補彩が必要かどうか意見の分かれるところであるかも知れない。但し、傷口が鋭く立ち上がっていたことから、さらにその小口から剥落する危険性があり、剥落止め処置を行う際に傷口を塞ぐ方が安全と判断した。その際にも、周囲の壁面と同様の土をもって処置するのが妥当と判断した。」(当時の絵画主任調査書)

- 「補彩ということには誤解がある。補彩というのは絵が色がないところに色づけをするということではなくて、やはりこれは、高松塚は絵画資料でございますので、絵画としての保存・鑑賞上、それから特に保存・鑑賞上にマイナスになる欠損部分というのは、ことさら目立たぬようにやはり補修をして、埋めて、段差をなくして安全にして、地色に合わせるということを行ったわけでありまして、これ自身は、通常行われております絵画の修理方針に則ったものでございます。決してそれ以上のことをやっているわけではございませんし、それ以下のことをやっているわけでもございません。これに関してはそういう、全部記録が残っておるわけですから、後世の方がご覧になって、このところはこういうこ

とでこういう手当をしたということは、十分ご認識いただける、そういう手当をしたというふうに思っております。」(当時の美術学芸課長ヒアリング)

○ 「高松塚のあれは、オリジナルではないんですよ。やはり、その経年の中でいろいろ土砂が流れ込んで水が入ったり、いろいろなことで変わってきているわけです。そうすると、当然それはやはりある意味では自然の修理の手が加わっているというふうに、私は同じことだろうというふうに思うのです。ですから、そこで今の傷なり損傷なり、それがあったときに手を加えるのは、やはり高松塚は、壁画にとって当然それは、私は関係者としてはとるべき処置だというふうに思っております。」(当時の美術学芸課長ヒアリング)

○ 「現在の文化財修理における補彩とは、いわゆる地色補彩を指している。それは欠失した線や形を復元するものではなく、画面の素地部分の色合いに近い色を、補填される箇所のみならずに施すことをいう。文化財としての絵画の修理における地色補彩は極めて通常の処置であり、かつ修理の終盤における重要な部分である。この場合、問題は可逆的かどうかという点である。通常の場合であれば、欠失した箇所に補填した材料の上のみ補彩するので、補填材料をとりはずせば、オリジナル部分に何ら変更は加えられない。しかし、高松塚古墳壁画は画面が極度に劣化した漆喰層であり、何らかの補填をすることは、隣接する漆喰地をさらに損傷する可能性もあり、極めて難しい。つまり、そもそも補填材の上に補彩を行うことが難しいケースである。絵の具による地色補彩は、絵画の下地である漆喰層の内部が露出した部分でもあり、行うべきではない。それは記録を見る限り、行われなかったようである。

画面を石室内で覆っているのと同じ版築の土を用いたことは、厳密な意味で可逆的かどうかには問題が残るが、画面に現代の絵の具のような異物をのせる行為とは区別され、絵画としての真正性を損なう行為とまではいえない。

また、新しい損傷により露出した漆喰の内層は不安定であり、収縮、亀裂等を起こしやすい。記録によればパラロイドB72を浸透させて強化し、その上に、滅菌した上、蒸留水で溶いた土をのせているが、土は漆喰層の表面、木口をうすく覆う、あるいは深い傷の内部に盛って表面を平滑に戻すといった、表面保護の役割が期待できるだろう。

樹脂を浸透させて強化した損傷部分にのせた薄い土の被膜が可逆的すなわち除去可能であるかどうかは、現場で判断した者でなければわからない。元絵画主任は可逆的だと考えていたふしがあり、当時の課長も、

第1回国宝高松塚古墳壁画緊急保存対策検討会作業部会において、黒いカビ跡の除去を検討するにあたって、補彩の除去も含めて検討してほしいと呼びかけている。異常な環境に存在する極限的に劣化した漆喰壁面に起きた損傷に対して、絵画性の保存をどのようにするべきか、難しい問題を検討した上での判断であったと考える。」(当時の絵画調査官調査書)

- 「それで絵画ということでやったんです。そうしますと、絵画班に全部その事務がかかってくることになります。確かに我々もあれは立派な絵画作品であると思います。ですから、そこで蓄積された絵画の修理方法、あれは方法論がありますので、その中で若干の補彩というものをし。それで、あそこで傷というのはすごく刺激的にうつりますので、そういう部分を少しでも軽減しておこうかということなんですね。(略)あくまでも傷そのものであって白くなってしまったところ、ある程度似た姿に戻してやるということをした。それ以上のことは絶対にしない。もちろん絵の具を使って絵の具をたたくとか色を足すということは絶対にしてはならない」(当時の東文研所長ヒアリング)

- ⑧ 3月28日9時50分より元東文研所長が石室内を観察し、補彩の方針が追認され、午後1時20分より元絵画主任の指導の下、修理技術者により補彩が行われた。具体的には取合部、左壁側の墳丘土を採取して、アルコール殺菌し、精製水で練ったものを傷2ヶ所に塗布した。午後2時に作業を終了した。当日点検に参加したのは、他に元絵画主任、元絵画調査官、元東文研保存科学部長、元東文研修復技術部長、東文研非常勤職員、修理技術者である。

- 「元東文研所長はその次の3月の点検のときに見にいっしやいまして、それでその前にパラロイドB72で剥落止めをした状態を確認いただいて。そのときにこういう水で溶いた土を殺菌して、それで接着剤は一切使わずに目立たないようになじませるということを承認してもらったという、そういう状況です。」(当時の絵画主任ヒアリング)
- 「私が現地に行ったのは3月28日の朝である。元東文研修復技術部長より事故部分、カビの発生部分、北壁の状況について説明を受けた後、石室に入り、観察した。西壁の損傷部の色づけ(トーンング)は修理技術者が実施、それを取合部で確認した。」(当時の東文研所長調査書)
- 平成14年3月28日の「高松塚古墳修理日誌カード」(東文研作成)には「所長の所見」として「事故部分には、周囲の土を、殺菌して水だけで溶いて塗布する」。

- 元絵画主任作成の「3月28日高松塚古墳壁画の点検について メモ」には「28日、所長、入室。所見は以下のとおり。前回生じた2ヶ所の傷部について、水のみで溶いた土で補彩することについて了承。(略)・修理技術者、傷部分を補彩。石室内および取り合い部から採取した土をアルコール消毒し、水で溶いて使用。効果良好と判断した。」とある。
- 石室内壁画の補彩 元東文研所長による損傷部分の調査の後、元絵画主任・元東文研修復技術部長の指示で1月28日の事故損傷箇所に土を塗布する。「(作業内容)元絵画主任の監督下で指示箇所に、水で溶いた土を塗布。損傷により露出している漆喰層の表面を薄く被うように塗布する。土は元修復技術部長により採取殺菌されたものを使用」(修理技術者調査書)
- 補彩の問題については、やむを得ないという承認はしたということで。確認したのは西壁の2箇所」(元東文研所長ヒアリング)

(4) それ以外の補彩について

- ① 今回の調査委員会を通じて、損傷箇所以外に補彩が行われた箇所として判明したのは、文化庁の調査により判明した5箇所と関係者ヒアリングにより判明した4箇所の計9箇所の範囲にわたる。
- ② 現時点で文化庁の調査により、壁面のその他の部分で補彩が行われたと確認できるのは以下の5箇所の範囲である。
 - 東壁女子群像右脇白色部
 - 北壁玄武下方床面近く白色部
 - 西壁男子群像下方床面近くの防黴剤塗布部分
 - 南壁床面近くの防黴剤塗布部分
 - 天井第二石北より白色部
- ③ さらに、文化庁の調査で判明した以外のものについては、元絵画主任の再ヒアリングの中で同氏撮影の写真27葉を用いて次のように具体的な4箇所が示された。すなわち、
 - ・西壁男子群像右端の人物の当初腰部が描かれていたとみられる付近
 - ・西壁白虎の前脚の下方
 - ・北壁の東下隅
 - ・天井の中央部

以上に点在する数ミリ程度の白色部分である。

また、これらの傷がどのような経緯で生じたかについては、自然劣化によるものか人為的なものであるのかも含めて明らかにはできなかった。

- 「新しそうに見える小さな傷については、自然落下ということもあり得る。特に天井は劣化が進んでおり、壁面が砂粒上あるいは粉状になっているところもある」（当時の絵画主任調査書）
 - 「今回の事故箇所以外にも、石室内には近年の剥落箇所と思われる小さな損傷箇所が見られる。近年の剥落箇所と推測した理由は、損傷小口の漆喰層が白く、経年の泥や汚れが付いていないという目視観察による。元東文研所長の調査時にそれらの箇所についても、指摘があったと記憶している。それらの内、幾つかの補彩の指示を受け作業した記憶がある。作業方法は、3月28日の作業と同様である。」（修理技術者調査書）
- ④ 補彩実施に至る経緯については関係者の記憶に齟齬がある。
- 3月28日の東文研作成「高松塚古墳修理日誌カード」によれば東文研所長の所見として「事故部分だけではなく、他の損傷部分も含めて対応を考える。」とある。
 - 元絵画主任作成の「3月28日高松塚古墳壁画の点検について メモ」には、元東文研所長の所見として「2 比較的最近に生じた傷(かすり傷)や剥落(例えば天井)が少しあるようだ。これらの部分についても、1と同様に補彩した方が良いだろう。古い写真と現在の写真を比較して、補彩する箇所を特定し、次回行うこと。」とある。
 - 同じく元絵画主任作成の4月15日付け「次回の高松塚古墳壁画の点検についてメモ」には、「2 作業内容 通常の点検のほか、以下のことを行う。1. 前回行った損傷部分への補彩について確認する。2. 新しい傷部に補彩を行う。(前回と同様の方法により、比較的新しく見える損傷部に補彩する)。3. 汚損部分について補彩が可能かどうか試験する。(傷ではなく汚損部分について、目立たなくする方法を検討する。)」とある。
 - 「現場の問題としてまず情報公開をということだねということです。だから、その前に僕が5箇所全部補彩をしろと指示したというのは矛盾なんですよ。そんなことはあり得ないです。(略)僕はこの問題を閉じこめちゃうとずっと後までその人が背負っていかなきゃいけない。こっちの方が精神障害起こしたら大きい。だから情報公開していくというのはいったんそういうのを切らないといけないと思うんですね、精神的な。それでまた仕事に行けという、行かざるを得ないんですから、これつら

いんですよ」(当時の東文研所長ヒアリング)

- 「損傷事故以外に損傷の報告を受けた記憶は全くありません。壁画の補彩ということでも、報告を受けた記憶はございません。」(当時の美術学芸課長ヒアリング)

⑤ 補彩実施の理念については先の損傷部と同じである。

⑥ 1月28日の損傷箇所以外の補彩については、5月点検時に実施された。

- 5月27日付の5月21日～24日の出張復命書(当時の絵画主任・考古調査官作成)には「比較的新しい損傷箇所を特定し、石室内外の土をアルコールで溶き補彩を行う。絵画部分には当たらず、いずれも余白」とある。

(注：以上の書類と5月22日～23日に現地において撮影された写真資料から、補彩は5月22日～23日に行われたとみられる。)

【検証】

(1) 損傷事故について

- ① 平成 14 年 1 月 28 日のカビ点検時に西壁男子群像の下方部分に約 7 センチ、同群像の胸部に縦 5 ミリ、横 7 ミリ程度の半月状の傷が生じた。同月 27 日から 29 日にかけて行われた文化庁美術学芸課と東文研、修理技術者の合同で行われた点検においてである。
- ② 本調査委員会の調査によれば、このような人為的な損傷事故は、この件と平成 13 年 12 月の青龍の舌の一部毀損以外に確認されなかった。
- ③ 今回の事故については、新たに加わった修理技術者や文化庁の担当者への引き継ぎのためのビデオ撮影、空気清浄機の持ち込みや石室内清掃等、煩雑な作業が多く、注意力が散漫となっていたこと等が背景にあった。
- ④ 石室内作業は、狭隘で高湿度の厳しい環境の中で行っており、照明器具等を転倒させる等の不手際があったことは事実であるが、特に重大な過失があったとは認められず、現場の環境を考慮すればやむを得ないことであったと考える。
- ⑤ 問題となるのは、事故後の対応であり、この点については、次頁以降において検証することとする。

(2) 損傷事故の公表について

- ① 平成 14 年 1 月 28 日のカビ点検時に西壁男子群像の下方部分に約 7 センチの傷が、また、同群像の胸部に縦 5 ミリ、横 7 ミリ程度の半月状の傷がそれぞれ生じるという事故が起きた。損傷部分のうち 1 箇所については、事故当日に剥落止め処置が行われ、同年 3 月 28 日、2 箇所とも補彩が行われた。
- ② この事実について把握していたのは、文化庁の美術学芸課長と一部の担当者および東京文化財研究所の所長と一部の担当者である。
- ③ 当時の課長は、調査書およびヒアリングにおいて、損傷事故が発生した時、「驚愕した、そして悩んだ。」と回想している。書類上でも、損傷事故後に課内で本件について打ち合わせを行い、翌日には、元東文研所長に打ち合わせ内容の説明を行っている。
- ④ 当時の美術学芸課の判断は、西壁男子群像の下方部分はもとより、胸の部分も泥流により完全に色彩が失われており、通常の絵画の維持・管理の範囲内で十分対応できるというものであった。そのため、当時の文化財部長にも「絵のないところなので、通常の絵画の維持・管理で対応する。」との報告を行うにとどめた。

当時の文化財部長がヒアリングにおいて「記憶にない」と言及した背景としては、当時の課長が「通常の絵画の維持・管理で対応できる」と報告したことがあると思われる。
- ⑤ 実際に、通常の絵画の維持・管理の範囲内との判断のもとに補彩は行われた。当該事実は、平成 18 年 4 月に報道されるまで公表されることはなかった。
- ⑥ 人為的な損傷としては、これ以外に平成 13 年 12 月に起こった青龍の舌の一部の剥落という事実がある。これについては、時間はかなり経過するものの、平成 16 年 8 月に開催された第 2 回恒久保存対策検討会において、文化庁より報告が行われ、公表されている。
- ⑦ 青龍の事案についてはまがりなりにも公表され、本件については報道されたことを受けて初めて公表したという取り扱いの差の要因には、当時、青龍は絵画上における損傷、本件は絵画そのものではない部分の損傷との

判断によるものと思われる。男子群像胸部分は絵画の中心部分ではあるが、損傷前に既に顔料が失われた箇所と考えられた。

- ⑧ このことは、損傷事故当時の東京文化財研究所の点検報告書からも損傷事実が全く記載されていないことで読み取れる。ヒアリングにおいて、当時の美術学芸課長と元絵画主任は、損傷事故は一過性のものであり、通常の絵画（しかも絵のないところ）の維持・管理で対応でき得る程度のものであり、それよりも永続的に影響のあるカビが非常に大きな問題であったと回想しているが、その判断自体に極めて大きな問題があったと言わざるを得ない。
- ⑨ 何故ならば、問題ないものとして処理するという判断は、課長および一部の専門家である担当者のみによるものであり、その適正性を問うことなく、また、その判断を国宝として直轄で管理している文化庁の幹部職員が知ることなく、担当課長レベルで処理されているのは問題である。
- ⑩ また、男子群像胸の損傷部分を絵の具のないところとする当時の見解についても論議の対象となるだろう。男子群像下方部の損傷は絵のない余白の部分の出来事とされたが、そもそも「余白部分」は絵画を構成する重要な要素ではないのか。出来れば公表せずに済ませたいという潜在意識がどこかにあり、それがこのような拡大解釈や苦しい見解を生み出したものと受け止めることもできる。
- ⑪ 当時は、カビ対策に忙殺されていた。その最中に損傷事故が発生した。仮に事故について公表するならば、カビの発生状況、これまでの壁面に生じた傷等も含めた対応策を決めてからすべしとする課の雰囲気があったと元絵画主任はヒアリングで言及している。このように対応策が決まらなければ公表しないとする姿勢は、情報公開に対し極めて消極的なものであり、問題であると言わざるを得ない。
- ⑫ さらに、公表に至らなかった背景の一つとして、壁画の損傷という事実について、十分な内容を持って文化庁の幹部に報告がなされなかったことが挙げられる。地方公共団体や民間が管理をしている国宝や重要文化財を毀損した場合は、文化財保護法に基づき文化庁長官に届出をしなければならず、その際の届出の記載内容は規則で細かく定められていること等を鑑みると、地方公共団体や民間に求めている届出の内容と同程度の内容の報告書を作成して上層部まで確実に情報が伝達するようにすべきである。

(3) 補彩について

- ① 絵画修理における補彩について、文化庁内の専門家の意見を総合すると、まず、補彩を行うに当たっては、当初部分(オリジナル)に触れないこと、処置の可逆性を残すこと、およびオリジナルと見分けが付くことが大前提である。

この理念に照らすと、今回行われた処置は、オリジナルの漆喰に影響を及ぼすものであったことが問題となる。この点については、事故により絵画の美術的価値(鑑賞性)が著しく損なわれた今回の場合、鑑賞性の回復をオリジナルの尊重以上に優先した結果と思われる。あわせて、担当者による報告によれば、損傷箇所の保護という緊急的な措置でもあったとする。以下、この点を検証したい。

- ② まず、補彩をオリジナルの漆喰に施していることについては、処置の可逆性(後世にそれを除去することが可能であること)をいかに担保するかが問題となるだろう。今回の処置においては、補彩の前に剥落止めのためにパラロイドB72を重ねて塗布し、さらにその上に土を水で溶いて施している。当時の判断として、漆喰への直接の塗布でないこと、接着剤を用いていないことによって、土を除去し得ると考えたものであり、不十分ながらも可逆性についての配慮はなされている。

ただし、版築の土を蒸留水のみで溶いて用いたことは、損傷前の状況を踏まえたものではあるが、結果的には補彩箇所の見分けがつきにくいという状況に至っており、可逆性の前提となる補彩箇所の特定が難しい点、補彩としては行き過ぎの感がある。

なお、補彩の事実を記録に残すことも重要である。今回の件は補彩箇所の特定に関して、処置前後の写真が残されており、このことから補彩作業および補彩箇所を隠蔽しようとした意図はなかったことが伺える。

- ③ また、補彩処置の緊急性については、漆喰が剥離した箇所にカビが生えやすい傾向があることから、表面を土の被膜で薄く保護しようとしたという、表面保護の目的を含む判断であったことが関係者の調査書によって報告されている。現在から見て、この点に確たる根拠があるかは明らかでないが、長年、壁画を点検してきた担当者の経験に基づく判断としては尊重されよう。

- ④ これらの諸点から判断し、今回の損傷事故にともなう補彩については、可逆性の担保や補彩の程度をめぐって問題はあるものの、損傷箇所の保護

という緊急性および壁画の鑑賞性の回復という視点に立った場合、作業内容自体は、許容されるものとする。

⑤ 他方、今回の事故による損傷箇所以外の補彩については、新しい損傷ではないため、表面保護の必要性、緊急性はほとんどなかった。損傷部分への補彩実施の経緯、判断に基づき、もっぱら壁画の鑑賞性を維持することを目的に行われたものである。しかも補彩に関する記録が公式に残されていなかったことは問題と言わざるを得ない。したがって、損傷事故の緊急措置の延長線上で行うべきではなく、鑑賞上の問題として、しかるべき検討等を経た上で行うべきであった。このときに補彩を行ったのは、写真集による公開が念頭にあったためと思われる。

⑥ 以上を総合するに、従来、高松塚古墳壁画の修理作業では剥落止めだけが行われてきたものであり、鑑賞上の問題となる傷に対して補彩を施すことは、これまでの保存維持処置の延長線上に位置づけられるものとは言い難い。であれば、補彩の実施に至る経緯に不備があったと言わざるを得ない。

あわせて、補彩を行ったことを文化庁が組織として公表しなかったことについては、損傷事故を公表しなかったことと同様、極めて不適切であった。

3. その他の関連事項

【事実関係】

(1) 壁画情報の公開に関する検討

① 情報公開の検討に関する記録として、平成14年2月19日付け「高松塚古墳壁画の点検作業について(メモ)」がある。一般公開は行っていないが、公開への希望が多いことも承知しており、今後どういったかたちで公開が可能か、検討を進めているところであり、例えば、「最新の画像や壁画に関する情報を公開する等の方法を検討している。但し安全性や技術等未だ整備されていない状況なのではっきりしたことは申せない。」ということを次長まで説明したとのメモが残っている。

② 報道機関への写真提供については内部でメモを作成していた。平成14年3月15日付け「高松塚古墳壁画の写真提供について(メモ)」によれば、3月8日、報道機関から、高松塚古墳壁画発見30周年記念の記事のために、石室内の点検風景・最近の壁画の状況など最近の写真を入れたいとの要望があった。これに対して美術学芸課内で作成されたメモには以下のように記述がある。

「4. 今後、他局から最新の画像を要求された場合の対応。

* 狭い空間の中で壁面全体を撮影することは困難であり、また点検作業も撮影を目的としていない。したがって、限定的な画像のみを提供することとする。

* 絵画部分のみは提供できるように撮影しておくことが必要となる。

* 発見当時の画像と比較されてもやむをえない。その場合は経年による自然劣化と説明し、保存についての知識や修理の必要性等を伝える。

5. これまで壁画の写真については、きちんとした撮影を行っていないことを理由に、発見当初の撮影によるポジフィルムを貸与してきた(ほとんど変化はないことを前提として)。

○ このメモには「3/15 部長了解、別添2枚を元絵画主任より送付」と手書きされている。このメモとともに2枚の書類があり、1枚は①で言及した平成14年2月19日付けの「高松塚古墳壁画の点検作業について(メモ)」であり、もう1枚は写真2葉のコピーである。この写真2葉が当該報道機関へ送付された。

- このとき報道機関には、平成 14 年 1 月 9 日に撮影された写真として、石室全景と作業風景を提供した。意図的に損傷事故前の写真を提供したとみなされる。ところが実際には、2 葉とも平成 12 年 3 月 21 日撮影の写真であり、2 年も日付を遡って偽っていた。
 - この件について元絵画主任は、新聞では、「2 年前の日付を正直に言ったら『もっと新しいものはないか』と指摘されると思い、日付を操作した。まだカビの大発生についても公表できていない時期で、さすがに損傷後の写真は出せないという意識もあった」とされたが、ヒアリングによれば、隠蔽の意図があったとは言い切れない。
 - 上記メモのうち特に問題となるのは、「発見当時の画像と比較されてもやむをえない。その場合は経年による自然劣化と説明」と記したことである。この点について、元絵画主任は自分の意図は隠蔽ではなく、カビで全体に黒ずんできていることを指摘されるであろうから、それに対して自然劣化と説明するしかないのではないか、という意味で書いたと証言している。(当時の絵画主任ヒアリング)
 - 「自然劣化と説明」と書いたメモについては、文化財部長が了解したとされている。それに対し、当時の文化財部長は、写真の提供を求められているという話は聞いたことがあるかも知れない、というくらいで、はっきり記憶しておらず、少なくとも隠蔽工作というような話をしたことは全くないと思う、と答えた。また元文化財部長は壁画の写真公開について、もし相談されていたら、公表そのものを止めることは考えられないと述べている。(当時の文化財部長ヒアリング)
- ③ 平成 14 年 3 月 28 日付け『高松塚古墳修理日誌カード』の〈所長の所見〉には「カラーチャート入り写真など、資料を公開する準備が必要。」と記されており、当時、壁画の写真公開を考慮していたことが伺える。
- 当時の東文研所長は、損傷事故について、この問題を閉じこめるとずっと後まで当事者が背負わなくてはならないから、情報公開という立場だった、と述べた。また、情報の出し方の問題が、「このたびの場合では最大の問題点じゃないだろうかというふうに思っております」と述べている。(当時の東文研所長ヒアリング)
- ④ 元美術学芸課長は情報公開について、「当初は情報公開の責任ということが議論されるような、余りそういう時代背景ではなかったということが、ずっとそれを引きずってきたということが、やはり一つ大きな問題ではなかった

たか」と述べ、現在なら当然公開すべきとしつつも、情報管理は必要だと答えた。西壁損傷事故と補彩については、その時点で事故と補彩について公表していた方がよかったと思うと回答した。

⑤ 元東文研保存科学部長はヒアリング時に損傷事故の公表について問われた際に、「自分たちは文化庁の方へ報告し、それなりの対応があるだろうとは思いますが。」と述べた。

⑥ 元絵画主任はヒアリング時に次のように述べている。

○ 情報公開について、飛鳥資料館の「高松塚拾年」展、「月刊文化財」昭和57年11月号の「高松塚と保存科学」にはカビで大変な状況だという記述がなく、自分もそのころカビがあったということはずっと知らなかったことを述べた上で、このとき現状写真が公表されていれば「こんな問題化することはなかったんじゃないか」。

（注：昭和55年前後にカビが多く発生していることは、昭和62年刊行の『国宝高松塚古墳壁画－保存と修理－』（文化庁）の本文中にも記されている。ただしカビ発生状況の写真は掲載されていない。）

○ 平成15年3月12日のカビ被害公表に至る経緯について、前年秋頃に黒いカビが発生したのをうけて、元美術学芸課長にカビ被害を公表するしかないと進言した。外部の知恵をお借りするという気持ちもあったが、実効性のある提案は得られなかった。

元絵画主任が秋に公表を進言した際には「そんなにやみくもに公表してどうするんだ」とたしなめられ、そのため対応するスタンスや資料の準備に時間を要し、4ヶ月後の公表になった。また、損傷事故についてもすぐに公表するのはタイミングが悪いと判断するかもしれない。

○ 「損傷事故については公表するという発想自体があったかどうか定かでない。「カビ問題で頭がいっぱいであったためであり、カビの公表は随分進言したが、毀損したことを公表すべきと元美術学芸課長に言ったかどうかとも記憶はない」。

○ （公表は課長レベルの判断であろうが元絵画主任に任せっきりであったのかというヒアリング時の質問に対して）「課長・課長補佐・文化財管理指導官がみな固唾をのんで報告を待っており、任せっきりということではなかった」。

(2) 写真集の作成

- ① 写真集『国宝 高松塚古墳壁画』は平成 16 年 6 月に刊行された。具体的な光学調査および撮影の技法は、偏光カラー撮影法、偏光近赤外線撮影法、蛍光撮影法、単色光吸収撮影法、蛍光分光測定法である。撮影はデジタル撮影された。撮影作業は前室 2 名、石室内 1 名で実施。光源は防熱と紫外線除去処理を施したフラッシュを 4 灯使用したと記されている。
- ② 写真集の序言には文化庁長官の名で「しかしながら、ほとんど自然環境下において、しかも、年間ほぼ 100 パーセントを保つ多湿空間の中でという前例のない壁画の保存・管理は決して容易なものではありませんでした。幸い、30 年を経ても壁画は大きな損傷あるいは褪色もなく保存されておりますが、」とあり、また「文化庁では、既に昭和 62 年に報告書『国宝高松塚古墳壁画－保存と修理－』を刊行し、壁画発見以後の保存事業について詳しく報告しているところですが、その後の科学あるいは技術的な進歩により可能となった、高画質の撮影機器による最新の壁画写真、あるいは科学的調査による壁画顔料調査の結果等を含め、高松塚古墳壁画発見後 30 年を経た現在の保護の状況を公開することといたしました。」と記されている。
 - 報告書の基本姿勢としては発見後 30 年を経た現状の公開にあったことがわかる。
- ③ 写真集に集録されている元東文研所長による「五、壁画の新光学的調査について」によると、高松塚古墳は学者が自由に調査できる環境にはないので、文化庁が 30 周年を記念する出版を計画した時に、光学的調査技術によって新しい画像と画像の研究資料を作ること元東文研所長が提案し、それによって東文研が光学的調査を行うことになった。可搬型蛍光 X 線分析法、蛍光画像撮影法(可視域励起光による)、赤外線画像撮影法(近赤外線域による)、高精細デジタル画像撮影法といった、東文研が近年応用に努めている調査法を用いたことが記されている。
- ④ 書類から確認できる写真集『国宝 高松塚古墳壁画』の作成経過は以下のとおりである。⑤に至る経緯は具体的資料を欠くが、平成 14 年 1 月の損傷事故頃から壁画情報の公表が論じられている。
- ⑤ 美術学芸課と東文研で協議した平成 14 年 4 月 15 日付け「次回の高松塚古墳壁画点検について メモ」では、事故部分の損傷以外の補彩とあわせて「4. 写真撮影に備えて下見を行う。(最新の精密な写真撮影を行うための準備)」

という作業が挙げられている。

- ⑥ 元絵画主任の復命書によると平成14年5月21～24日、東文研研究員がデジタル写真撮影のための下見と試験撮影を行った。
- ⑦ また平成14年7月5日、東文研にて写真集の協議が行われた。
- ⑧ 写真集の撮影と画像形成を行った東文研専門職員（「壁画の画像形成について」『国宝 高松塚古墳壁画』所収）によれば、平成14年9月から平成15年4月にかけて10回におよぶ調査・撮影が行われたという。復命書等によると次のとおりである。
 - 平成14年9月10日より写真集の撮影を開始。機器の消毒や石室内での設営にやや時間がかかったが、西壁女子群像から撮影を行った。11日、白虎および玄武も撮影し、特殊撮影（赤外線）も試みた。作業は長引き、夜9時に及んだ。12日、午後2時まで撮影・調査。撮影後、石室内および取り合い部をエタノール消毒、燻蒸。前室・準備室の消毒を行って終了した。
 - 平成14年10月28日、文化庁担当者2名で壁画点検。午前中に東文研担当者3名が到着。午後から31日まで壁画の撮影。東壁男子群像・女子群像・青龍、西壁男子群像、北壁玄武を撮影。終了後は石室内・取合部を全面的に消毒、燻蒸。前室、準備室を消毒。
 - 平成14年11月14・15日、壁面含水比を測定。
 - 平成14年12月16・17日、壁画の顔料分析。18～20日、撮影。
 - 平成14年12月16日～21日の作業の際、18日から壁画撮影。
 - 平成14年12月18・19日、元美術学芸課長が奈文研で高松塚古墳壁画の状況について打ち合わせを行ってから、現地で実際の状況を視察した。
 - 写真撮影期間中、平成15年3月12日、「国宝高松塚古墳壁画緊急保存対策に係る調査研究について」（プレス発表資料）において、平成13年2月の工事後のカビ発生および平成13年9月のカビ発生を公表し、平成14年11月の黒いカビが発生し、環境が変化した可能性を指摘した。そして緊急保存対策検討会を設置。壁画の現状は「現在のところ、カビによる壁面の汚染は、幸い絵画部分にまでは及んでいない。」とした。
 - 復命書によると平成15年4月13～17日、平成15年4月17・18日にも壁画の蛍光分析、偏光写真撮影が行われた。
- ⑨ 平成15年7月14日付け「高松塚古墳壁画の保存対策スケジュール（平成

15年度) 03/07/14」によると、7月10日に写真集の打ち合わせが行われたこと、その後に編集会議が予定されていたことがわかる。

- ⑩ 写真集作成の経緯について、元文化財管理指導官はヒアリング時に、写真集は元絵画主任が担当しており、自分は関与していないと答えている。調査書でも同様に回答し、さらに写真集刊行の目的について「(略) シナリオは元絵画主任がすべて考え、元東文研所長にも元絵画主任から申し入れたのではなかったか。その際には、発見30周年である以上国民に公表する、という大義で構想したものと理解していたが、壁画の写真撮影を東文研技師が様々な手法で行った成果が特に興味を引き、その延長線上での発想であろうと内心は理解していた。」と記している。
- ⑪ 同じく元文化財管理指導官は調査書において、刊行にいたる打ち合わせ内容について「写真集の章立て、執筆者等について2～3回課内で検討し、それをもって東文研で所長、協力調整官等と打ち合わせたが、美術学芸課の案を検討し、大筋で合意した、ということのみを記憶している。」とし、「写真集についてはほとんどすべてを絵画部門、特に当時の絵画主任が行っていたと感じている。写真集自体は現在の職場に異動となった後に、美術学芸課から郵送されるまで見ていない。」とあくまで元絵画主任が主体となって作成したものと記している。
- ⑫ 元美術学芸課長はヒアリング時において、写真集は元絵画主任と東文研専門職員が進めていたという。また文化庁長官(当時)から「高松塚は公開できないのか」と言われ、「密閉保存だから公開できない」と回答したという。写真集は30周年の節目として有益なことであり、当時の東文研所長も賛成だということで、元絵画主任にまかせたと述べている。序言で劣化に言及していない点については、元絵画主任が原文を作成、長官まで了解を得たとしているが、元美術学芸課長自身のチェックの甘さも認めている。また補彩は写真を撮るためではなく、損傷に即対応するのは自分たちの性(さが)だとも述べた。
- ⑬ 元絵画主任は、ヒアリング時において次のとおり述べている。
- 損傷事故の補彩は、せっかくですから非常にいい写真集を残すということで、やはり鑑賞性を尊重したいということがあったということとは否定できないが、写真集を作らなくても同じ事をしたと思う。

- 写真集を作成した経緯について、発見直後以来きちんとした写真が公表されていないので、きちんとした写真集を公刊したいということであり、東文研の最新のデジタル撮影で公表することも意味がある。
- ⑭ 長官序言について、元絵画主任はヒアリング時に次のように自ら作成したことを認めている。
 - 課長、課長補佐に読んでもらい、長官のところにも持って行ったが、長官はほとんど読まなかったと記憶している。「大きな損傷あるいは褪色もなく」という部分は、保存に携わった諸先輩のことを考えて自然に出た言葉である。また、白虎像については東文研や絵画部門の中でも、カビのせいで見えにくくなっているだけで褪色とは断定できないのではないかという意見があった。

(注：この証言から、東文研や絵画部門では過去の写真と比較した場合に白虎の描線が認識しにくい状態になっていることが、写真集刊行前から認知されていたことが明らかである。)
- ⑮ 元絵画主任は、ヒアリングにおいてカビの大量発生後に長時間撮影したことに関して、入るのを少なくして撮影を後にするという判断はなかったのか、という問いに対して、「やはり現状の写真というのをなるべく早い時期に公表しなきゃいけないという使命感もありましたし」と答え、作業は石室の温度を考慮して休憩時間を長く取るなどの配慮をしたと述べている。

(3) 写真集出版後の動向

- ① 平成16年6月4日、第1回の恒久保存対策検討会において、資料5「高松塚古墳壁画の現状について」、資料6「壁画保存についての現時点における課題」を公表した。しかしいずれも壁画の損傷・補彩などについては言及がない。
- ② 平成16年6月、新聞等により、同年出版の写真集と発見当時の写真を比較して白虎が劣化していると報道された。これを契機に文化庁の公表姿勢が問われた。
- ③ 平成16年8月10日、第2回恒久保存対策検討会を開催し、資料2-1「国宝高松塚古墳壁画の状態変化について」において、詳細な壁画状態の公表を行った。青龍の舌の損傷をはじめとして、平成13年12月から翌年1月にか

けて生じた西壁女子青色裳の正面上端部分の欠損など、黒線や赤色の薄れ、汚れと荒れ、剥落部分について言及している。しかし、平成14年1月28日の損傷事故箇所については触れていない。

同じく第2回恒久保存対策検討会の資料2-2「国宝高松塚古墳壁画保存管理の経緯」において、過去の点検やカビの発生箇所などを公表したが、同じく損傷事故などには言及がない。

- ④ この第2回恒久保存対策検討会資料「国宝高松塚古墳壁画の状況変化について」および「国宝高松塚古墳壁画保存管理の経緯」の作成経緯について、元絵画調査官は調査書において、損傷事故の記載がない理由を次のように記した。やや長いが、以下に引用する。

「この損傷の件については、報告が必要と判断して、数度にわたって課内で話したことがある。以下はすべて口頭のやりとりである。

平成16年8月の第2回恒久検討会で、損傷部分を報告することになったとき、元絵画主任に、私の係わった損傷についてはどうなるのか尋ねたが、今回は顔料が損傷した箇所について報告する方針とのことであった。男子群像胸部の傷については、自分は意見を述べる立場にないと判断し、触れなかったと記憶している。

上記とあるいは重なるのかもしれないが、課長が交代した時、この損傷について自分が報告していないので、元絵画主任にこの件はどうするのか2回にわたって尋ねた記憶がある。初回は、単に課長にはこの損傷の件が報告されているのかを聞いたのみと記憶している。後日再び、この傷が公表されるべきことを了解していること、課長に伝えてくれたかを元絵画主任に確かめたところ、既に伝えたこと、しかし、この損傷は絵のない部分の傷であること、この損傷について報告するなら、絵のない部分には他にも同様な箇所があること、例えば天井の盗掘口近くには随分前から多くの擦り傷があり、そのことの処理にも及ぶ問題であると説明された。」

(注：本委員会を代表し、平成18年6月2日に河上委員による現地視察を行った。この際、天井の当該部分を含む石室内の他の人為的損傷の有無を検討したが、明らかに人為的と考えられるものは認められなかった。)

また元絵画調査官は、第2回恒久保存対策検討会以降、西壁下方の損傷について上司に報告を行ったことについて次のように記している。

「約1年前、新聞から点検日誌の行政文書公開の申し入れを受け、元課長

が元東文研職員のノートも報告書も提供することを決定した際、課内でまだこの件を知らないと思われた新しい同僚二名に対して、当該損傷の写真を見せ、この事に関してはまだ検討会でも公表されていないことを話した。同僚は、今回すべて公開すべきであり、このまま全部報道に渡せばよいという意見であった。課長は既に承知しておられる上でガラス張りにするよう指示されたと考え、敢えて自分のかかわった事柄について公表を渋っていると取られるような事をいうべきではないと考えた。その後も数社に日誌は公開されてきた。

最近になって、今年4月に着任したばかりの課長に対して、報道機関の取材があった際に、改めて上記の事柄を報告した。」（元絵画調査官調査書）

（注：この調査書から、元絵画主任は第2回恒久保存対策検討会では顔料が損傷した箇所について報告するつもりだったとみられる。また損傷事故については元絵画主任を通して課長へ報告したとされている。）

⑤ 一方、第2回恒久保存対策検討会当時の課長は、損傷事故の記載がない理由について「検討会への提出資料については、それ以前の記録を精査し壁面の保存管理状況を年次を追ってできるだけ客観的かつ具体的に記載するように努めた。その後、資料の裏付けとなる記録はすべて公開しており、なぜ損傷事故のような重大な出来事を記載しなかったのかはわからない。」と調査書で回答し、ヒアリングでも同様に答えている。またヒアリングでは情報公開法に則りすべて資料は提示したはずと述べ、また小さな事でも、文化庁内部と次長にあげた上で、出来るだけ早く情報公開するようしたつもりだと回答した。

⑥ 元絵画主任は損傷事故の記載がない理由は、「検討会はカビ問題を扱うものであった」と調査書に回答している。

（注：上記元絵画調査官調査書とあわせて考えると、カビを扱う検討会であり、顔料が損傷したわけでもない余白部分なので、報告する必要はないと主任が判断したということになり、課長への報告がされていたとしても同様な趣旨により重大な損傷ではないという報告だったと考えられる。）

【検証】

壁画情報の公開の在り方について

- ① 壁画の現状については、発見後 30 年を経た状況を写真集で公開した。しかし、カビ問題の深刻化、事故による損傷や補彩、青龍の舌の荒れ等について全く言及していない点は説明不足である。現状を公表しようという写真集の目的は評価できるが、積極的に壁画や漆喰そのものの劣化、損傷、事故などについて情報を開示しようという姿勢は見られない。
- ② 写真集の長官序言に、「幸い、30 年を経ても壁画は大きな損傷あるいは褪色もなく保存されております」と記されており、これは元絵画主任が作成し、課長と課長補佐の了承の上で長官まで見せていたという。
- ③ その一方で元絵画主任は、白虎の薄れについて重要な証言をした。東文研や絵画部門の中でも、カビのせいで見えにくくなっているだけで褪色とは断定できないのではないかという意見があった、という。すなわち、写真集刊行前に絵画部門および東文研は白虎の薄れを認知していながら、長官序言には何の問題もないかのように記した。
- ④ また、平成 14 年 3 月に報道機関へ写真提供した際に、損傷事故後でありながら男子群像が写った損傷事故前の写真を提供した。そのうえ日付を 2 年も偽っていた。2 年前の写真と知りつつ提供したことは不適切である。
- ⑤ 平成 16 年 8 月に開催された第 2 回恒久保存対策検討会の資料作成の準備において、当時損傷事故に関わった美術学芸課の元絵画調査官が恒久保存対策検討会で事故について公表すべきではないかと進言した。提案は元絵画主任に対して行われ、課長にも伝えるよう依頼した。主任は課長に説明したとし、課長はその事実を記憶していないと言及している。結果的に、課内でその点について検討された形跡はなく公表されるに至らなかった。事後的ではあるものの公表する機会を逸したものと言える。
- ⑥ このように美術学芸課は、写真集の刊行あるいは検討会の資料作成という格好の機会においても、損傷事故について言及しなかった。このことが、後に隠蔽という印象を強く与えることとなった。その結果、正当に評価されるべき現場担当者の努力まで誤解されかねない事態となり、美術学芸課ひいては文化庁全体の不信へと繋がった。

Ⅱ． 評価—調査を通じて浮き彫りになった問題と課題

高松塚古墳の発掘から現在にいたる 30 有余年の軌跡を振り返ってみるとき、保存・管理のために傾けた努力や苦労は並大抵のものではなかった、ということをもまず述べておきたい。現場における作業担当者は、多大な熱意を持ってその職務に従事してきたと言っていい。けれども他方、保存管理に携わった文化庁の組織体制や体質、情報公開・説明責任に対する感覚に問題があったことも否めない。本委員会に調査を付託された墳丘取合部の工事と壁画損傷事故をめぐる対応は、これら、大きく分けて二点に集約される問題点が、象徴的かつ端的に現れたものと言い得る。委員会の調査には、その権限や時間的な制約などからおのずと限界があるが、これまでに掌握した事実や経緯などから、以下のような問題と課題が指摘し得ると考える。

1. 組織体制の問題点—縦割りとセクショナリズム

- ① 高松塚古墳のうち、特別史跡（墳丘部）は文化庁記念物課の、国宝（石室内の壁画）は美術学芸課（平成 13 年 1 月 5 日までは美術工芸課）の所管となっている。この長年の縦割り体制は、専門家集団の間の意思疎通を阻害させ、情報の共有化が図られないという弊害を生んだ。また、事務系職員と専門家集団とのあいだにも同様の傾向があり、専門的な知識を必要とすることはすべて限られた一部の専門家に委ねてしまう体質となっていた。このため、個別の問題ごとにそれぞれの分野の専門家のみが対応することになり、文化財としての高松塚をトータルに保存する体制がとられていなかった。

このことは、少数かつ個々の専門家集団に対して、一方ではすべての権限が集中し、他方で重い課題をもすべて抱え込ませてしまうという構図を生む。つまり、分野を超えた広い視野で業務を遂行していく体制が整っていなかったと言えよう。

- ② こうした体質は必然的に、総合的な情報伝達・判断体制の不備につながってもくる。現場から発信される個別の情報を鋭敏にキャッチし、関係者に迅速的確に伝達し、事柄の重要性の度合いを判断できる仕組みを欠いたことは否めない。

また、こうした判断は主として課長以上の幹部職員の職責だが、取合部工事の発注や損傷・補彩問題の取り扱いにおける判断には大いに疑問を持たざるを得ない。さらに、組織を統括し、職員の職務を監督する次長、文化財部長（平成12年までは文化財保護部長）等は交代が頻繁で、十分な知識を持たず情報も与えられないまま、当面の制度改正や予算の獲得などの業務に忙殺される状況に置かれがちである。基礎的ながらやや専門的な知識を要する本件のような事柄の処理は専門家の判断のみで進められ、組織としての判断能力は極めて不十分であったと言える。

③ 大掴みに言って、記念物課は奈良国立文化財研究所と、美術学芸課は東京国立文化財研究所（いずれも両事案発生当時、平成13年度から独立行政法人文化財研究所に統合）と「パートナーシップの関係」にあり、両研究所間の連携があまり見られなかったことも縦割り体制の現われとして指摘できる。しかも、両研究所はかつて文化庁の直轄下にあったこともあり、組織間における明確な指示や依頼などが行われないまま、専門家の言わば個人的なつながりの中で事柄が処理されていたことが伺える。文化庁と文化財研究所の組織対組織の関係を従前からしっかりと構築すべきであった。

④ 美術学芸課の要請を受けて記念物課が担当した取合部の崩落止め工事については、次のような問題が指摘できる。すなわち、石室内のカビ問題を十分認識しないまま、言わば漫然と工事仕様書を作成した形跡があること、担当課でありながら工事の立ち合いを一切行っていないことなどである。とりわけ最後の確認検査に立ち会っていないという事実は、今振り返って理解しがたい。

立ち合いを引き受けた美術学芸課のスタッフの役割が、「主として鍵番」であったという証言と重ね合わせると、取合部工事については、すべての過程を通じて責任者が不在であったということになる。

工事途中で美術学芸課のスタッフによってその必要性が提案された擬土の滅菌・防黴処置などが、実際の工事には生かされていない。このことも振り返ってみて残念と言うほかない。なお、後にカビ対策に迫られる東京国立文化財研究所が全くこの工事に関与していなかった事実もまた、縦割り体制からくるほころびの現れとして指摘できる。

⑤ 防護服やマスクの着用など順守手順を取りまとめた「高松塚古墳保

存修理マニュアル」に対する認識のずれが存在したことも、問題点として挙げなければならない。マニュアル自体は、現場関係者の共通理解のために自主的・良心的に作られた内部資料であったが、明確な手続きを経て公式に定められたものではなかった。内容的にも、例えば石室外でも防護服の着用は常識だとする作成者の意図が明記されていないなどの不備もある。これらが重なって、マニュアルの扱い内容についての理解が担当課間、専門家集団間で異なり、その運用も確実には成されなかった感がある。

高松塚現地保存の長年の経験に照らせば、こうしたマニュアルの明確化が不可欠であり、早い時期から改良が加えられ、公式な手続きのもとに関係者の順守すべきルールとしての位置付けがなされるべきであったと思われる。

- ⑥ 以上のように、文化庁内部の所管課間、文化庁と外部の研究所、専門家間などに様々な形で縦割りの構造やセクショナリズムが存在していたことは明白である。このことが、組織としての意思疎通を阻害すると同時に、適宜に情報を適切かつ総合的に判断する仕組みを欠き、かつ全体のコーディネート機能が作動しないことにつながったと考えられる。その結果、責任の所在が不明確になったり、だれもが自らを責任者とは思っていなかったりする傾向を生んだのではないか。行政レベル、専門家レベルのいずれの面においても、長期にわたる「高松塚ウォッチャー」を欠いたこともまた、残念なことであった。

2. 情報公開と説明責任—その認識の甘さ

- ① いわゆる情報公開法（行政機関の保有する情報の公開に関する法律）が施行されたのは、平成13年1月である。公布されたのは平成11年5月であり、それ以前に国会の審議にかかっている。ついでながら、この法制度は主要先進各国に比べかなり遅れて導入され、同時に我が国の地方自治体においても同種の条例が先行して定められていたという経緯がある。加えて、平成13年6月には「行政機関が行う政策の評価に関する法律」が成立している。いずれの法律も政府の説明責任を全うすることを目的とし、「国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資する」こと（情報公開法第1条）を強調している。両事案の発生当時、これらに込められた趣旨は、およそ公務員として守るべき「判断・行動規範」の常識として認識すべきものにな

っていたと言わなければならない。また、この種の法制度の有無にかかわらず、行政当局には自ら行っている事業の内容を可能な限り国民の前に明らかにする責務が本来的にあるはずである。

② こうした観点から、高松塚古墳の保存・管理について三つの問題点を指摘したい。すなわち、壁画損傷事故発生直後の文化庁の対応の不手際、その後の写真集の作成段階や恒久保存対策検討会などでこの事実を公にする機会を生かせなかったこと、そして、保存状態について定期的に国民の前に明らかにするなど情報公開全般にわたる心配りを欠いたことである。

③ 平成 14 年 1 月の人為的損傷事故直後、当時の担当者らはこの重大性を十分認識していたことが伺える。もとより、事故は言わば不測の事態であり、故意によるものではなかった。現場の環境を考慮すればやむをえないことであったとすべきであろう。同時にこのことは直ちに関係者に報告されている。

問題は発生直後の対応である。事故後の補彩とは切り離して人為的損傷の事実をまず公表すべきであった。意図的に公表を避けたことは、情報公開の重要性に対する認識の誤りと言える。

④ こうした不手際は、その後の写真集の刊行の際に損傷の事実の公表が見送られたばかりか、恒久保存対策検討会向けの資料作成という格好の機会をも逃してしまうという流れを作ってしまうことになる。恒久保存対策検討会段階で美術学芸課のスタッフが事故の公表を進言した事実があるだけに、まことに残念である。

⑤ これらの事実は、現場から発せられる個別の情報を鋭敏にキャッチし、事柄の重要性の度合いを判断できる体制となっていなかったことを示している。

⑥ 損傷事故などについてその都度公表すべきことは無論だが、壁画の全般的な状況について、意識的・継続的に情報を発信する配慮に欠けていたことも指摘しておきたい。発見から 34 年の間、まとまったものとしては昭和 62 年の「国宝 高松塚古墳壁画―保存と修理―」と平成 16 年の写真集「国宝 高松塚古墳壁画」の 2 回にとどまる。しかも、事故による損傷や補彩などについて全く言及していない。振り返って

見るに、例えば「年次報告」あるいは「年次白書」などといった形で、透明性の確保に努めていけば国民の理解が得られたはずであり、その意味で悔やまれる。

- ⑦ ただ、専門家スタッフの中に、例えばカビによる劣化の状況の公表を提案した者が存在していたことなどから、組織的な隠蔽工作が行われていたとまでは断定できない。けれども、一連の対応の不手際の積み重ねが結果的に隠蔽の印象を与え、ひいては文化庁全体への不信感につながったことは否定できない。
- ⑧ 以上を総合すると、現地で石室を密閉したまま保存することによる公開上の制約はあったにせよ、組織としての文化庁にはありのままの高松塚の状況を広くかつ正しくオープンにする姿勢に欠けていたと言うほかない。とりわけ、必然的に劣化を免れ得ない宿命にあった壁画の情報をより率直、積極的に明瞭に国民に伝え、より幅広い専門家等の協力を求めていくことが、高松塚という重要な文化財を守る上で、文化庁として最も留意すべきことであつたはずである。このように情報公開と説明責任に対する感覚や認識の甘さが、結果的に大小取り混ぜた不手際の連鎖を生んだとも言える。

取合部の工事に端を発し、大量のカビ対策に追われたことの連続線上に損傷事故は起きた。そして、一連の対応を振り返ってみるとき、繰り返しになるが、組織としての文化庁の体質やそこから派生する判断や対応の誤り、さらに情報公開・説明責任に対する感覚の甘さを指摘せざるを得ない。

ただ、高松塚古墳の保存・管理の歴史は、そのままカビによる壁画の劣化との闘いの歴史であつた。諸外国における同種の取り組み事例を引き合いに出すまでもなく、試行錯誤の連続でもあつた。

高松塚古墳現地では、今なおカビが間断なく発生しており、石室内の環境は安定していない。昨年9月から墳丘部の冷却によって緊急的なカビ対策を講じているところであるが、カビの生育は抑制され一定の成果は得たものの、本年5月には壁画の主要な部分に黒いカビが発生するに至っている。石室内をとりまく環境は極めて深刻である。

翻つて考えるに、30数年に亘る石室内の作業は、次のような状況下で行われてきた。すなわち、

- ・ 高湿でいつカビの発生があつてもおかしくない環境
- ・ 一旦カビの発生があると完全制御することは難しい

- ・ 狭隘な空間での防カビ処理の難しさ
- ・ 制限された時間内での作業の難しさ

などである。これらの困難性にも関わらず、その時々にかび処置に全力を尽くし対応してきた現場担当者の努力と熱意には、頭の下がる思いを禁じ得ない。このことだけは強調しておきたい。

Ⅲ. 今後の改善に向けて

1. 基本的な取り組み

既に明らかにされたとおり、今回の2つの事案は、直接的にはいずれも現場における作業手順の不徹底ないし作業における不手際から生じたものであるが、ここで問われるべきは、それらの現場における作業自体の在り方というよりも、そのような作業を行うに至るまでの意思決定のプロセスおよびそのようなプロセスをもたらした文化庁自体の意識ないし体質の問題である。

取合部天井の崩落止め工事については、何よりも工事開始から終了に至るまでの一貫した無責任体制が問題である。工事が石室内に及ぼす影響は全く考慮されず、工事仕様書の作成責任者もあいまいなままに工事が実施されたことは驚くほかない。工事を依頼した美術学芸課は、石室内のカビの問題も含め工事の一切は記念物課の所管として一言も発言せず、記念物課は頼まれた工事についてその意義や影響等について課内でもほとんど協議することがなく、そのまま奈良文化財研究所の専門家に、言わば個人的な依頼の形で「まる投げ」し、その出された意見のまま形式的に仕様書を作成し、工事を発注した。

また、損傷事故については、現場当事者からのいち早い報告にも関わらず、その公表を行おうとせず、さらにその後の補彩についても公表しなかった。そのような結果に至ったプロセスには、組織としての文化庁に明確な意思の決定が行われた形跡が見られない。全般的に言って、専門家間のやり取りの中で決められたことの形式的追認行為に過ぎないと思われる。

こうした現場からの情報の収集を含め、生じつつある事態の本質を把握するとともにそれへの対応の仕方を判断し、適切な報告、協議およびこれに基づく指示等を行うことが幹部とされる職員の最も主要な責務であり、その意味で当時その職責にあった幹部職員の責任は改めて問われなければならない。

同時に、そのことは当時の特定の幹部職員の責めに帰して終わるべきことではない。評価の項で明らかにされているように、このように終始あいまいな形で事柄が処理されていったことの基本的要因として、組織としての文化庁がこれまで内包してきた基本的な問題、つまり様々な形でのセクショナリズムが強固に存在し、全体としてのコーディネート機能が働いていなかったという、言わば組織の体質的な問題に遡って、問題を把握する必要がある。また、文化庁全体として情報公開の重要性への認識がほとんど欠如していたことも評価の項で指摘したとおりである。今回の2つの事案当時在籍し、直接担当していた幹部職員は、長年にわたる文化庁固有の体質の中で責任ある判断・対応ができた

い状況下にあったと見ることもできよう。

今回のような不幸な事態を再び繰り返すことなく、文化庁として、文化財保護に対する国民の暖かい理解を求めていくためには、以下に述べることに先だって、組織としての文化庁のあり方を、この際基本から見直すとともに、情報公開・説明責任に対する感覚なども含め、文化財保護への真摯な取り組みに向けて職員の意識改革に全力を挙げることを期待したい。

2. 今後の課題

(1) 当面の課題

① 保存・管理体制の抜本的見直し

縦割り体制とセクショナリズムからくる弊害の是正・解消のため、所管課を超えた連携体制の再構築に直ちに着手しなければならない。その際、専門家スタッフが分野を超えて情報やデータを共有し連携できる仕組み作りに加えて、可能な限り異なる分野を総合的に把握し、調整等を行えるよう人材の育成・配置も必要となろう。

また、専門家スタッフと事務職との適切な業務分担と連携の見直しも欠かせない。以上要するに「上下の関係」においても「横の関係」においても、それぞれの言わば「パイプ」をきちんと張り巡らせ、かつ適宜必要な判断を下せる明確な責任体制を構築し直すことを求めたい。

文化庁と文化財研究所の関係についても、改めて見直した上で全体の役割分担と責任体制を更に明確にする必要がある。とりわけ、現地奈良文化財研究所を、古墳と壁画を総合的に管理する拠点として活用できるようにする等の措置が考えられてよい。その際、東京文化財研究所との連携が必要なことは言うまでもない。

② 内部手続きの明確化

「文化財保護法」ならびに「国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理に関する届出書等に関する規則」によれば、毀損が発生した場合、その生じた日時および場所、毀損の原因、毀損の箇所および程度、その後の措置等にいたるまで文化庁長官に対して詳細に届け出ることになっている。民間の所有者や管理団体にはこうした義務を負わせているが、文化庁が自ら管理する文化財について、明確な内部規定が置かれていない。少なくとも報告書等を作成して上層部まで確実に情報を伝達するような体制を整えるべきである。

③ 保存修理マニュアルの明確化

位置づけのあいまいなマニュアルを、明確な手続きの下に全面的に作成し直し、公式な順守ルールとして関係者の間で共有できるようにする必要がある。

④ 情報公開・説明責任に対する意識の涵養と徹底

透明性の確保は、行政における言わば基本倫理である。保存・管理に携わる者だけでなく、文化庁の職員全員に情報公開と説明責任の感覚が行き渡るような措置、例えば改めて組織的な研修を実施することなどを求めたい。

公共物あるいは公共分野は「官」の独占物ではもはやない。「官」と「民」の間には「公（パブリック）」という概念が厳然として存在しており、この「公」に「民」もまた主体的に参画する時代に入っている。そのためには、定期、不定期を問わず、行政からの情報発信が欠かせない。文化財行政においても、このことの認識が必要である。

(2) 中長期的な課題

① 長期的な保存体制の見直し

調査委員会においては、高松塚古墳固有の問題として、そもそも文化庁が直轄方式で保存・管理してきたこと自体に無理があるのではないかと、この意見が出され、真剣かつ率直な議論が交わされた経緯がある。

問題提起の背景には、本来文化財は、所有者ないしそれに代わる適当な管理団体が責任を持って管理し、国は専門的な立場から指導助言や財政的・制度的援助に当たるのが筋ではないか、あるいは、政策官庁である文化庁は、全国の文化財の保存活用施策の立案を担当するのが本来の職務であり、特定の文化財保護の実務を直接行うこと自体が不自然である、などといった理由が挙げられる。

ただこの問題は、発見以来、これまでの長年にわたる複雑な保存管理をめぐる諸事情に関わる事柄であり、かつ、現在石室の取り出し・修理という緊急課題に直面している。したがって、修理後の保存管理体制も念頭に入れつつ、時間をかけて検討すべき問題であると考えられる。本調査委員会とは異なる場で、ひとつの選択肢として検討することを望みたい。

② 文化財の総合的な保護体系の確立

文化財保護を総合的に捉え直す必要があるとの観点から、調査委員会内部で論議が交わされた経緯もある。

我が国の文化財は、それぞれの特性に応じ、有形文化財（美術工芸品、建造物など）、無形文化財、記念物（遺跡、名勝、動植物など）等に区分され、類型ごとに指定・選定等が行われ、必要な保護措置が講じられる仕組みとなっている。このような文化財保護法の体系に対応し、文化庁でも類型ごとに所管課が定められ、その保護に当たっている。

こうしたことは文化財保護の長年の歴史を踏まえ、かつ、文化財のもつ基本的特性に基づくものであり決して誤りではない。

今回の評価として、文化庁内外の縦割り体制とセクショナリズムに言及しているが、その背景として、このような現行の文化財保護法の体系とそれに極めて忠実に専門分化した所管課体制があることも同時に指摘しておきたい。

しかし、文化財はこれまでの人間活動の集約体ないしそのシンボルであり、多くの場合極めて多面的な側面をもち、このような類型に単純に当てはめれば適切に保存できるというわけではない。

文化財が同保護法で定めるとおり、「わが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすもの」であるためには、個別単体のそれもさりながら、それが存在する空間を含めてそれらの文化財そのものを歴史的背景のもとに総合的にとらえ、評価し、国民の理解を求めていくことが不可欠である。

このことは、文化財保護制度そのものの根幹に関わる問題であり、長期的な課題として指摘しておきたい。

③ 大学等高等教育機関における「文化財教育」の新たな展開

近年の学術研究の進展とともに、文化財研究の世界は現在、専門化・細分化され、異なる分野を総合的、超域的に俯瞰できる体制になっているとは言いがたい。文化財の教育・研究をもっと幅広くとらえる必要性についても調査委員会で論議の対象になった経緯があることも述べておきたい。

新たな文化財の教育・研究は、人文科学だけでなく、社会科学や自然科学をも含んだ、学問分野の枠を超える総合的な体系を目指すものである。

また、こうした取組みを長期的に進めることによって、文化財保護行政をトータルにコーディネートできる人材の育成にもつながるだろう。

壁画の劣化は今なお進んでいる。石室の取り出し・修理が目前に迫ってもいる。

今回の事案は、高松塚古墳にとって誠に不幸な出来事であった。調査を通じて導き出された結論を端的に総括すると、組織体制と説明責任に対する感覚の面で、文化庁に自己改革を迫ったものといえる。

「不幸な出来事」をむしろ改革への絶好の機会と捉え、取り得る限りの努力を傾けて、国民の期待に応え得る文化庁へと生まれ変わらなければならない。

高松塚古墳取合部天井の崩落止め工事及び石室西壁の損傷事故 に関する調査委員会の設置について

平成18年4月20日
文化庁次長決定

1. 趣旨

平成13年2月に実施した高松塚古墳取合部天井の崩落止め工事におけるカビ対策が不十分であったことをきっかけとして大量のカビが発生したことについて、具体的な工事作業時における対応等、詳細な調査を行う必要がある。また、平成14年1月の石室西壁の損傷事故に関しては、当該事故の状況、事故対応、当該部分の処置内容及びその適否等について調査を行う必要がある。これらの調査を行うため、高松塚古墳取合部天井の崩落止め工事及び石室西壁の損傷事故に関する調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

2. 調査事項

調査委員会においては、次に掲げる事項を調査審議するものとする。

- (1) 石室と保存施設との取合部天井崩落止め工事（平成13年2月）
 - ①カビ対策に関する工事業者への指示内容及び工事の具体的作業状況
 - ②工事後の取合部及び石室内壁画面のカビ発生の確認までの経緯
 - ③工事後の対外対応
 - ④その他必要な事項
- (2) 石室内西壁画面の損傷事故（平成14年1月）
 - ①損傷事故の経緯等事実関係
 - ②損傷事故時における損傷部の措置内容
 - ③損傷事故後の対外対応
 - ④その他必要な事項

3. 実施方法

- (1) 調査委員会の構成員は、外部有識者で構成されるものとする。
- (2) 調査委員会は、互選により委員長を選出する。委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- (3) 調査委員会は、当時の関係者から事情を聴取することができるものとする。
- (4) 調査委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の意見を求めることができるものとする。
- (5) 調査委員会は、速やかに調査結果を文化庁次長に報告するものとする。

4. 庶務

調査委員会の庶務は、文化財部美術学芸課で処理する。

高松塚古墳取合部天井の崩落止め工事及び石室西壁の損傷事故
に関する調査委員会委員名簿

(敬称略・五十音順)

委員長 石澤良昭 上智大学長

河上邦彦 神戸山手大学人文学部教授

川村恒明 神奈川県立外語短期大学長

高鳥浩介 国立医薬品食品衛生研究所衛生微生物部長

委員長代理 永井順國 女子美術大学芸術学部教授

(計 5 名)

調査委員会の開催経緯

○第1回：平成18年4月25日（火）

- ・委員長等の選出について
- ・国宝高松塚古墳壁画をめぐる経緯と現状について
- ・取合部天井の崩落止め工事について
- ・石室西壁の損傷事故について
- ・調査事項について
- ・その他

○第2回：平成18年5月11日（木）

- ・取合部天井の崩落止め工事について
- ・石室西壁の損傷事故について
- ・その他

○第3回：平成18年5月18日（木）

- ・関係者からのヒアリングについて①
- ・その他

○第4回：平成18年5月19日（金）

- ・関係者からのヒアリングについて②
- ・その他

○第5回：平成18年5月23日（火）

- ・関係者からのヒアリングについて③
- ・その他

○第6回：平成18年5月30日（火）

- ・関係者からのヒアリングについて④
- ・その他

○第7回：平成18年6月7日（水）

- ・関係者からのヒアリングについて⑤
- ・その他

○第8回：平成18年6月8日（木）

- ・関係者からのヒアリングについて⑥
- ・その他

○第9回：平成18年6月15日（木）

- ・調査報告書（案）について
- ・その他

○第10回：平成18年6月19日（月）

- ・調査報告書（案）について
- ・その他

国宝高松塚古墳壁画における微生物対策の経緯（抜粋）

| | | |
|---------|--------------------------|---|
| 昭和 47 年 | 3 月 21 日 | 壁画発見。 |
| | 4 月 6 日 | 壁画の保存に関する当面の措置について科学的な調査研究を行うことを目的として、歴史学・考古学・美術史学・保存科学・土木工学の専門家による、「高松塚古墳応急保存対策調査会」第 1 回を開催し、現地調査を実施。微生物調査の結果、黒斑点を作る菌数種 (<i>Altenaria sp.</i> , <i>Cladosporium sp.</i> , <i>Nigrospra sp.</i>) や緑斑点の菌 (<i>Trichoderma viride</i>) が同定された。 |
| | 4 月 17 日 | ・微生物調査。カビ対策としてパラホルムアルデヒドを布置。 |
| | 10 月 7 日 ～ 10 月 13 日 | フランスのラスコー洞窟壁画保存の研究者である Y. M. フロワドボー（フランス文化省歴史記念物主任調査官）、J. フォシオン（パスツール研究所地中微生物・生物化学部長）両氏が来日し、現地調査。 |
| 昭和 50 年 | 3 月～7 月 | 微生物調査。石槨内でそれまで認められなかった糸状菌 (<i>Doratomyces sp.</i> , <i>Fusarium sp.</i> , <i>Cladosporium sp.</i> , <i>Mucor sp.</i>) を採取。 |
| 昭和 51 年 | 12 月 15 日～24 日 | この時期、ムカデ等の虫類侵入がしばしばあり。取合部にカビが発生している。 |
| 昭和 52 年 | 1 月 6 日～15 日 | 布置したパラホルムアルデヒドは完全に気化。 |
| 昭和 53 年 | 11 月 7 日～18 日 | カビ処置（ホルマリン 1 : エタノール 9 の溶液をこの時以降使用）。 |
| 昭和 54 年 | 10 月 30 日 ～ 11 月 10 日 | 微生物調査（東西壁において <i>Doratomyces sp.</i> , 外を同定）。目視ではカビは微量。 |
| 昭和 55 年 | 2 月 13 日 ～ 23 日 | 微生物調査（広い範囲で <i>Doratomyces sp.</i> , 外を同定）。但し目視では大きなカビは認められず。 |
| | 11 月 10 日 ～ 22 日 | 微生物調査。カビ処置。 微生物調査（広い範囲で <i>Doratomyces sp.</i> , <i>Streptomyces sp.</i> 外を同定）。西壁 白虎の前方石の切れ目まで、天井近くまで。ネット状に伸びる糸状菌も。 |
| 昭和 56 年 | 1 月 9 日 ～ 21 日 | カビが石槨内の広域に発生。取合部でも右上奥の積み石上方に白綿状カビを確認。カビ発生箇所に防黴剤 T B Z を試用。微生物調査。防黴試験。 |
| | 2 月 8 日 ～ 19 日 | 彩色部以外の部分にカビ大量に発生。ホルマリン溶液、T B Z 溶液ともに効果無く、改善が見られない。微生物調査。トリクレンにてカビ処置。 |
| | | カビ ：石槨内ほぼ全面に白い粒状菌。 |
| | 6 月 29 日 | 白粒状のカビは認められず。灰色の綿状カビは収束せず。パラ |

| | | |
|---------|--------------|---|
| | ～7月3日 | ホルムアルデヒドの燻蒸殺菌を開始。微生物調査。 |
| 昭和 59 年 | 10月23日 | カビ処置。北壁 玄武上方右に糸状菌 |
| | ～11月3日 | |
| 昭和 61 年 | 12月17日 | カビ処置。北壁 東側下方を中心に胞子の黒いカビ。 |
| | ～25日 | |
| 平成13年 | 2月14日 | 取合部及び石槨躯体壁両脇崩落部分の強化工事を実施。 |
| | ～3月3日 | 石槨（露出部分）の強化。版築壁の強化。崩落空洞部修復。側壁の擬土仕上げ。 |
| | 2月28日 | 工事検査。取合にわずかにカビ。 |
| | 3月26日～29日 | 取合部施工部分を中心に夥しいカビの発生を確認。エタノールによるカビの殺菌と除去。壁画の点検は延期。微生物調査。 Penicillium sp. 、 Aspergillus.sp. 、 Fusarium sp. のほか Cladosporium sp. が検出された。 Cladosporium sp. は近年確認されていないものである。 |
| | 4月24日 | 取合部点検のみ。 カビ収束せず。 |
| | 5月7日～9日 | 取合部点検のみ。 |
| | 7月9日～17日 | 取合部。カビ処置。防黴剤「コートサイド123」を試用。 |
| | 9月10日～14日 | 取合部点検。カビの発生はわずか。 |
| | 9月20日～21日 | 取合部の微生物調査。取合部のカビは確認されず。 |
| | 9月26日～29日 | 石槨内点検。 密閉していた石槨内にもカビ発生を確認。「コートサイド159」でカビを除去し、同剤を石槨内床面に噴霧。微生物調査。 (Penicillium sp. を主に、 Aspergillus sp. のコロニー、バクテリアなどを検出) |
| | 12月18日～20日 | 点検。 防黴剤の効果持続せず。取合部、石槨内にカビ大量発生。 エタノールによりカビ処置。 微生物調査 (Fusarium sp. 、 Cylindrocarpon sp. 、 Gliomastix sp. を検出。 |
| 平成14年 | 1月7日 | 取合部と石槨内のほぼ同一地点に白いカビ。エタノールにより |
| | ～10日 | 除去、消毒。パラホルムアルデヒドの気化率を測定。微生物調査 (Penicillium sp. 、 Fusarium sp.)。 |
| | 1月27日～29日 | 石槨内にはカビ確認されず。微生物調査。石槨内床面清掃、消毒。 西壁損傷事故(28日) 。 |
| | 2月25日～27日 | 取合部のカビ減少。 |
| | 3月27日～29日 | 点検。異常なし。 |
| | 7月16日～19日 | 点検。異常なし。 |
| | 9月9日～12日 | 点検。カビ処置。撮影。西壁 男子群像下方に微量の青色カビ。 |
| | 10月27日 | 取合部と石槨内に 複数種のカビ の多量発生。 |
| | ～11月1日 | カビ ：東壁 青龍の後方の汚濁部と女子群像下方に 黒色の粘性 |

の強いカビ。

西壁 白虎の下方（黒色で点状）。

石槨内にムカデやワラジムシの死骸が 10 匹余あり、カビに覆われているもの多し。

- 11月7日 点検。石槨内でムカデ・ワラジムシ・クモ・アリ等 20 匹前後。
- 平成15年 4月22日 点検。取合部・石槨内ともにカビは確認されず。虫の死骸多数。
～24日
- 平成16年 2月23日～25日 点検。カビ処置（以後、発生したカビは初期段階で処置）。カビはカビ痕に微量発生。微生物調査。
- 7月14日～16日 点検。カビ痕除去。石槨内にてムカデ外 16 匹捕獲。
カビ：西壁 白虎前肢付近（茸状）。
- 8月10日 第2回「国宝高松塚古墳壁画恒久保存対策検討会」。
- 9月6日～7日 点検。カビ処置。微生物調査。
カビ：西壁男子群像の絵の上および周辺40×50cmに白いカビ。
→ 報道発表（9/8）
- 12月21日～22日 点検。カビ処置。取合クモ1匹。
カビ：天井 北側漆喰（黒シミ状）
- 平成17年 3月22日～23日 第5回「国宝高松塚古墳壁画恒久保存対策検討会作業部会」
解体修理決定
- 9月2日 **冷却管始動**
- 9月5日～7日 点検。**カビ**：西壁 白虎周辺（含黒いカビ）
東壁 青龍周辺（含黒いカビ） → 報道発表（9/9）
取合 閉塞石外面。
- 9月12日～13日 点検。殺菌剤をエタノールから、イソプロパノールに変更。
ゲル状物質発見。
- 9月16日 微生物調査→ 分析結果を待ち報道発表（10/18）
- 9月20日～21日 点検。カビ・ゲル処置。ムシ見当たらず。ゲル分布図作成。
- 10月21日 **この頃以降、カビ・ゲルともかなり収まってきた印象。**
- 平成18年 2月9日 第5回「国宝高松塚古墳壁画恒久保存対策検討会」において西壁女子群像上の黒い染みについて報告
- 5月2日 点検 西壁女子群像の上に黒い染み
- 5月10日 西壁女子群像の上に黒い染みの報道発表
- 5月17日 微生物の専門家による点検の報道発表
- 6月2日 微生物の専門家による点検の報道発表
- 6月6日 取合部の防カビメンテナンスの報道公開

*本資料は、第5回国宝高松塚古墳壁画恒久保存対策検討会における資料2から主要な微生物関連の事項を抜粋したものに、平成18年2月以降の事項を追記したものである。